

令和5年度 伊勢湾BCP協議会の活動報告

1. 伊勢湾BCPについて
2. 令和5年度の実施結果
3. 伊勢湾BCP等の改定
4. 各港BCPとの連携

1. 伊勢湾BCPについて

1-1. 伊勢湾BCPの概要

1-2. 協議会の活動

1-1. 伊勢湾BCPの概要

伊勢湾BCPの目的

○南海トラフ地震等の大規模・広域災害に対して、伊勢湾内の広域連携※により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)を策定

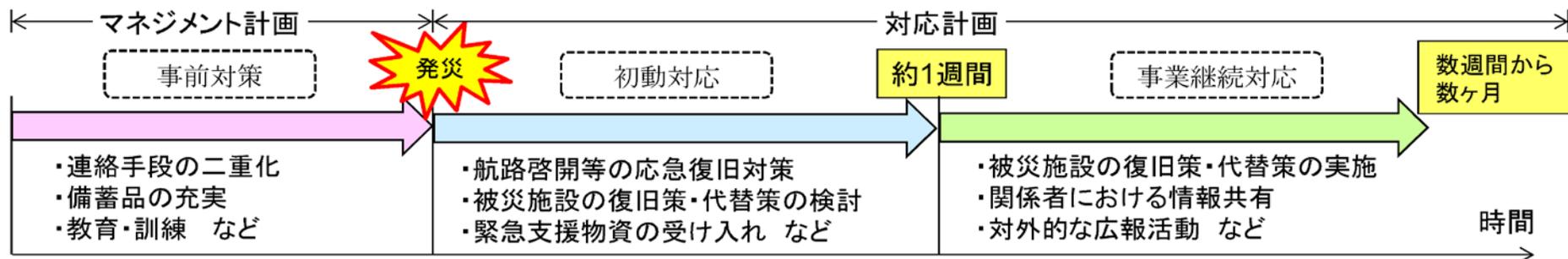
※応急復旧に向けた航路啓開の優先順位、資機材の調達、機能回復情報の発信など、港湾相互の広域的な連携を図るもの



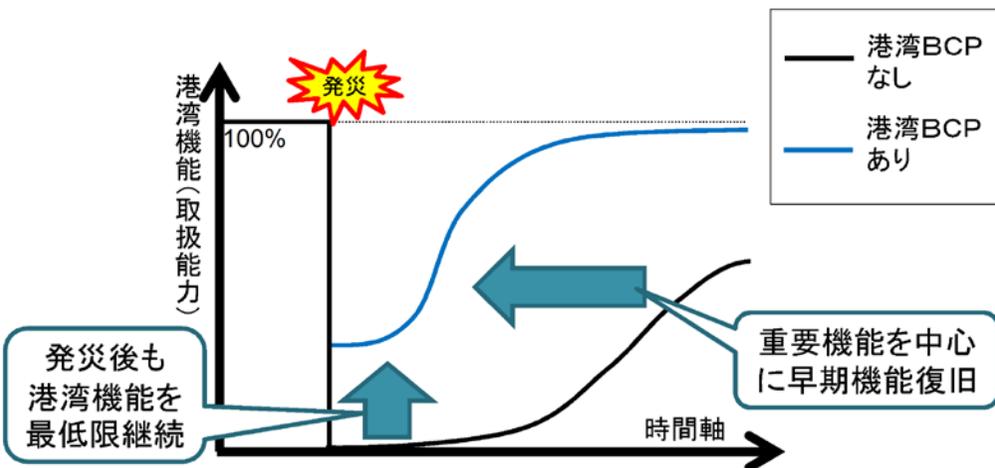
伊勢湾BCPに基づく対応

- 伊勢湾BCPの策定により発災後の早期港湾機能回復を目指す
- 耐震強化岸壁をはじめ、使用可能な公共岸壁までの緊急確保航路の啓開及び港湾内の啓開を行い、緊急物資輸送ルートを確認

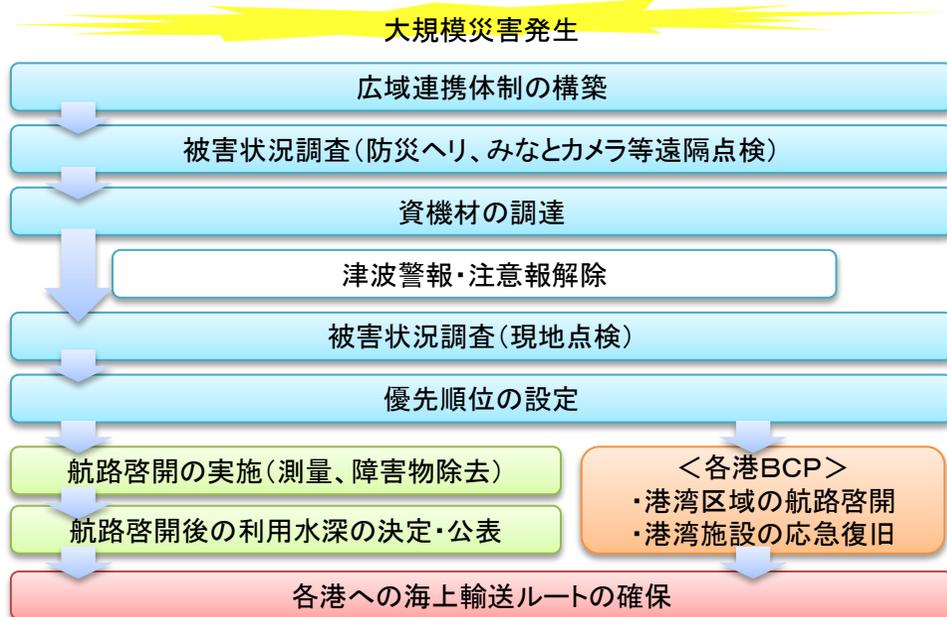
BCPのイメージ



BCPによる効果イメージ



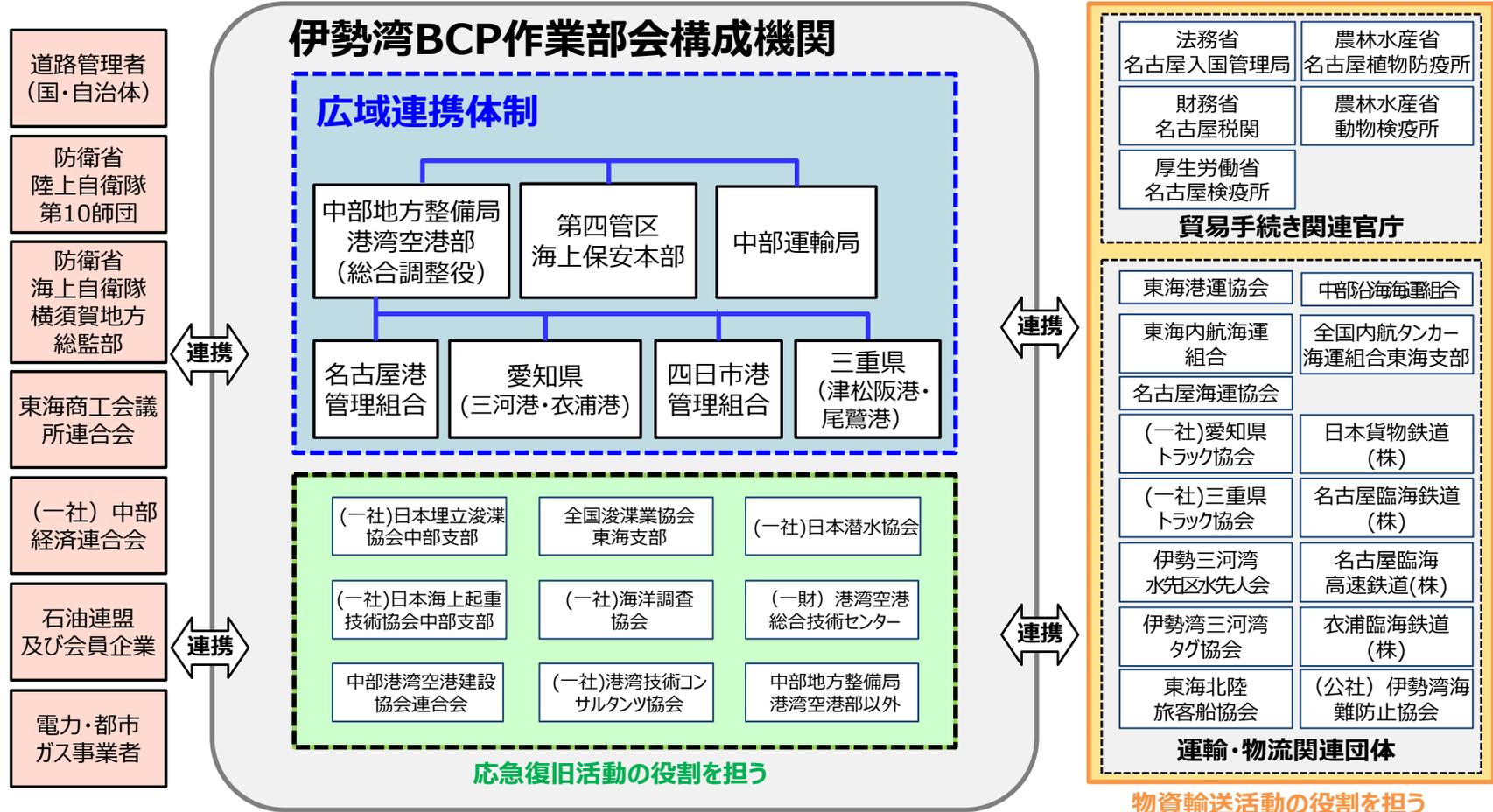
伊勢湾BCP計画手順概要



伊勢湾BCP協議会における連携体制

- 大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に設置
- 港湾相互の広域的な連携を図るために必要な情報共有、優先順位の設定、港湾相互の連携等の各種対応に向けた調整を行う

伊勢湾BCP協議会構成機関



伊勢湾の広域連携体制の行動計画

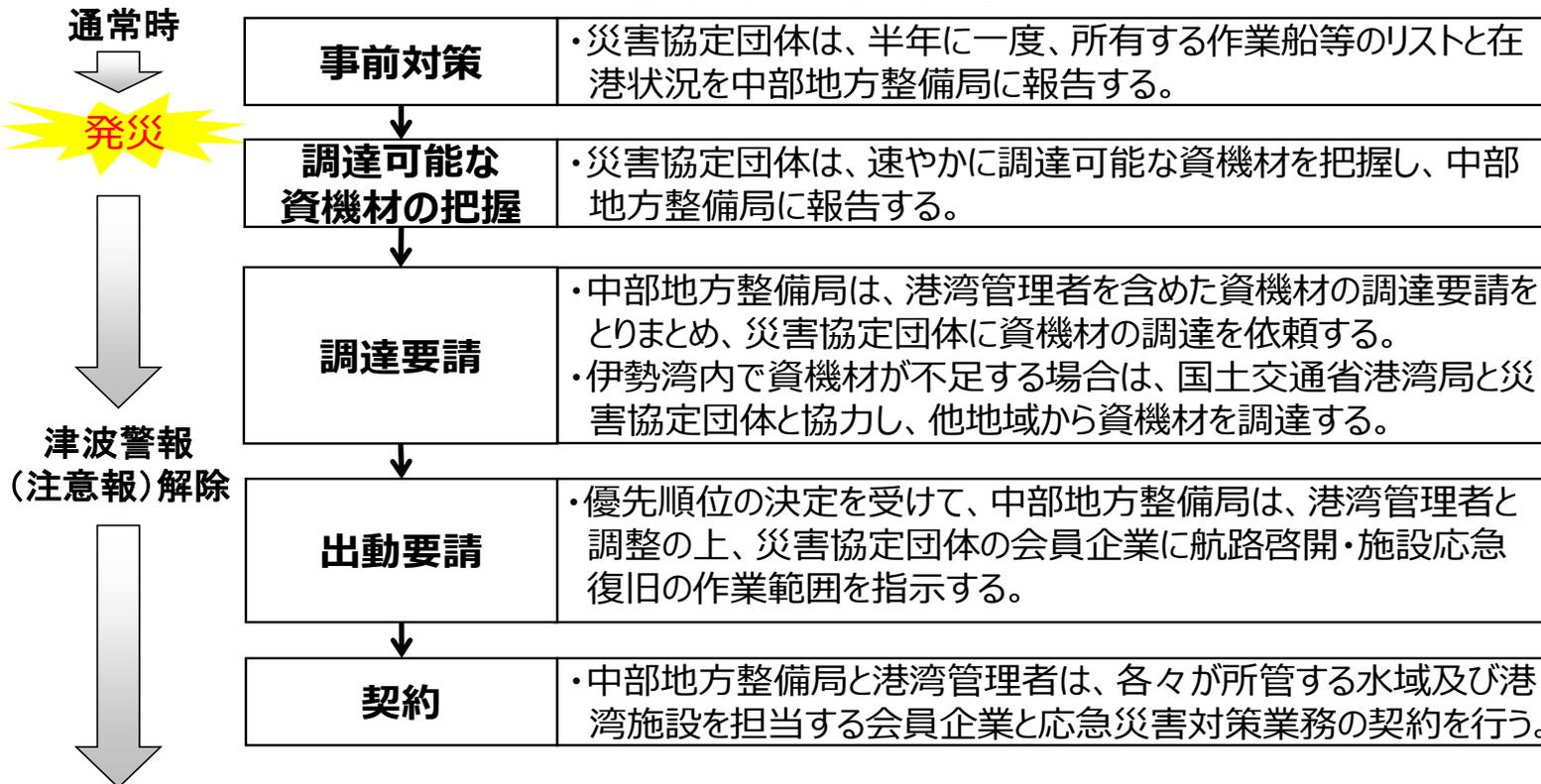
◆被害状況調査

- 協議会の構成機関は、速やかに被害状況等の情報収集を行う
- 津波注意報・警報解除前について、監視カメラやヘリコプター等の手段により情報収集する

◆資機材の調達

- 中部地方整備局は、包括協定に基づき、災害協定団体に資機材の調達を依頼する

【資機材の調達の手順】

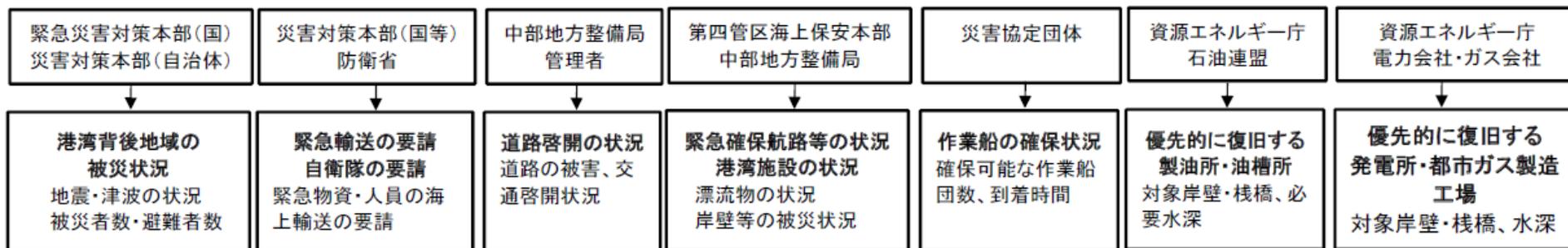


中部地方整備局の災害対策用
ヘリコプター(まんなか号)

優先順位の設定

○優先的に確保すべき海上輸送ルートについては、被災地の状況、国や自治体等の要請、道路の状況、緊急確保航路等・港湾施設の状況、作業船の確保状況、製油所・油槽所及び発電所・都市ガス製造工場等を総合的に勘案し、広域連携体制において協議・調整して決定

【優先順位設定の考え方】

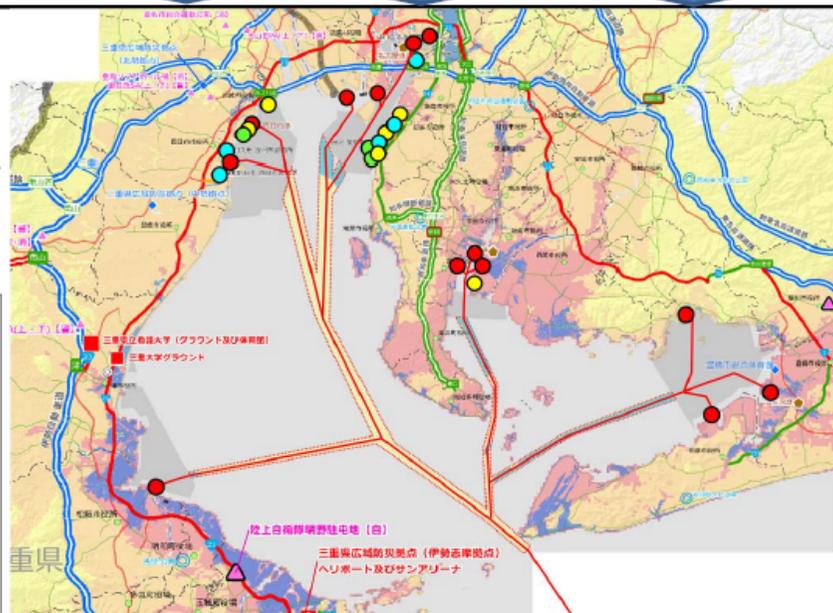


広域連携体制

緊急確保航路等の優先順位
(優先的に確保すべき海上輸送ルートの協議・調整)

広域連携体制において収集した情報を総合的に勘案し、復旧を優先する対象施設(耐震強化岸壁、製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場)と対象航路(港内航路、緊急確保航路等)を協議・調整して決定する。

- 緊急確保航路等(水深20m未満)
- 緊急確保航路等(水深20m以上)
- 耐震強化岸壁
- 製油所・油槽所
※緊急輸送路に接続
- 発電所・都市ガス製造工場等
- 耐震強化岸壁への物資輸送ルート
- 想定震度7域
- 想定津波浸水域
- 広域物資輸送拠点
- 航空搬送拠点候補地
- 海上輸送拠点
- 進出拠点
- 広域進出拠点
(名称の下線は、中核給油所が有)
- DMAT参集拠点候補地
(名称の下線は、中核給油所が有)
- 航空機用救助活動拠点候補地



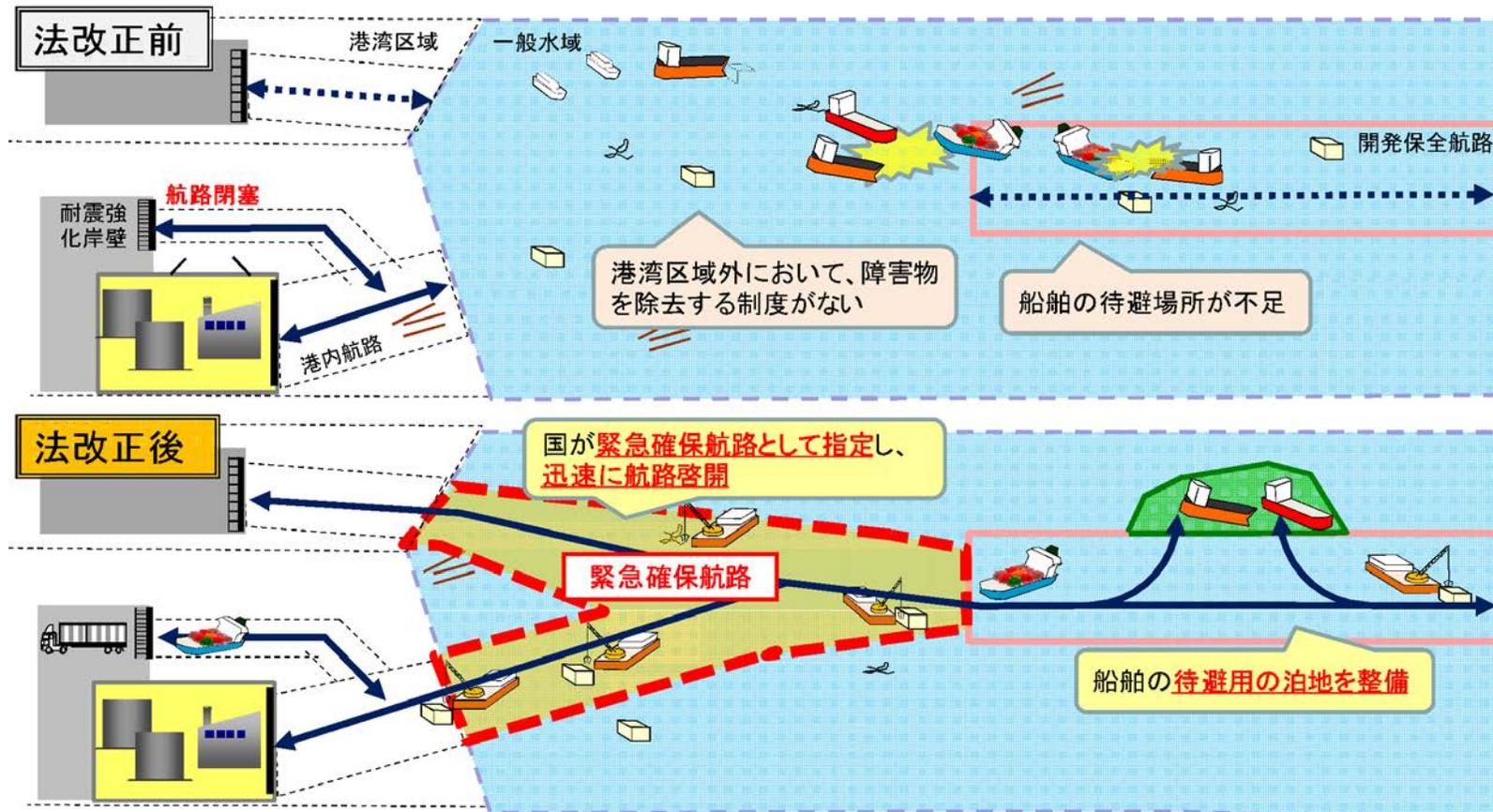
典:南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R1.5中央防災会議幹事会)より作成

各港湾BCPの目標
岸壁の目標復旧時期、必要水深

製油所・油槽所、
発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標
製油所・油槽所
LNG火力発電所
都市ガス製造工場

緊急確保航路について

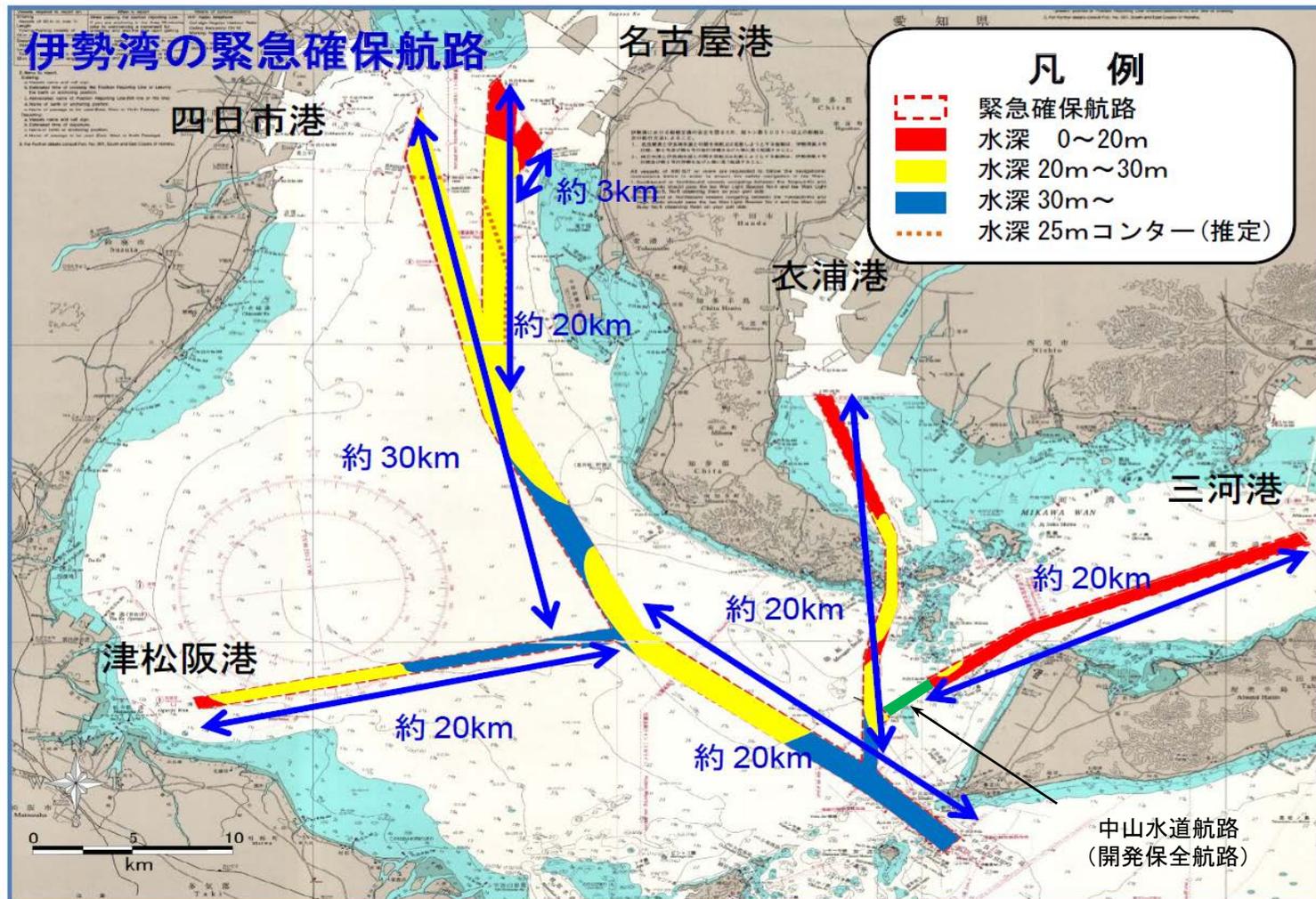
- 平成25年の港湾法の改正に伴い、非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、船舶の待避場所として開発・保全できる航路及び国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定める制度が創設
- 平成26年東京湾、伊勢湾、大阪湾に緊急確保航路を指定
- 平成28年に瀬戸内海についても追加指定



法改正により、地震・津波発生時にも船舶の交通を迅速に確保

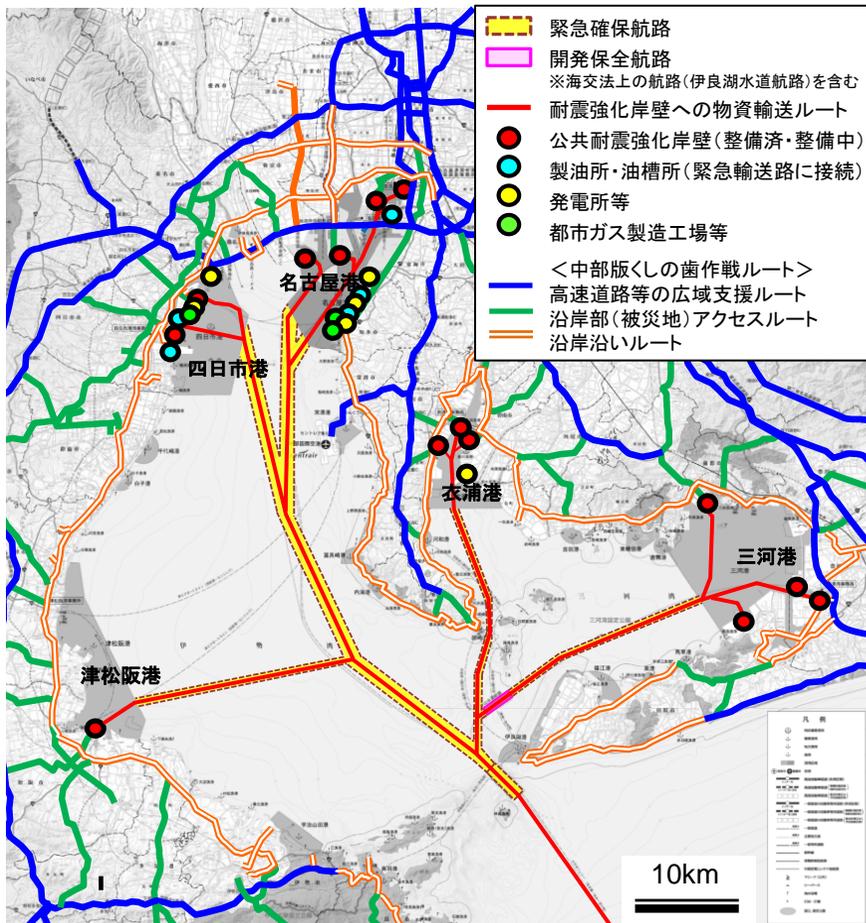
伊勢湾における緊急確保航路

- 伊勢湾においては津波流出物が狭隘な湾内の一般海域に滞留することで湾内各港への入出港が困難となり、港湾区域外においても航路啓開が必要となる可能性が高い
- このため、非常災害時に緊急物資を輸送する船舶の通航ルートとして政令指定し、国が迅速に障害物の除去を行う



緊急物資輸送ルート確保の手順

○耐震強化岸壁をはじめ、使用可能な公共岸壁までの緊急確保航路の啓開及び港湾内の啓開を行い、緊急物資輸送ルートを確認する

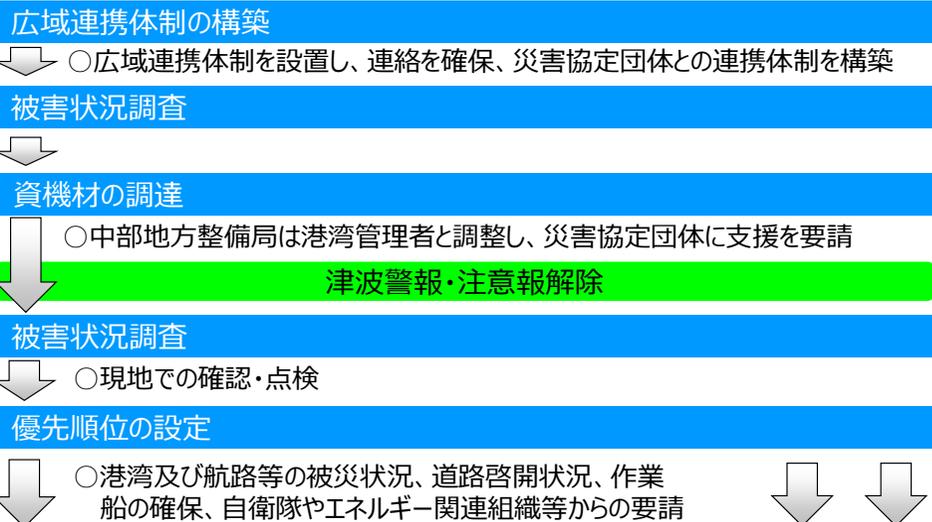


携帯電話 概ね回復
電気、固定電話 概ね回復

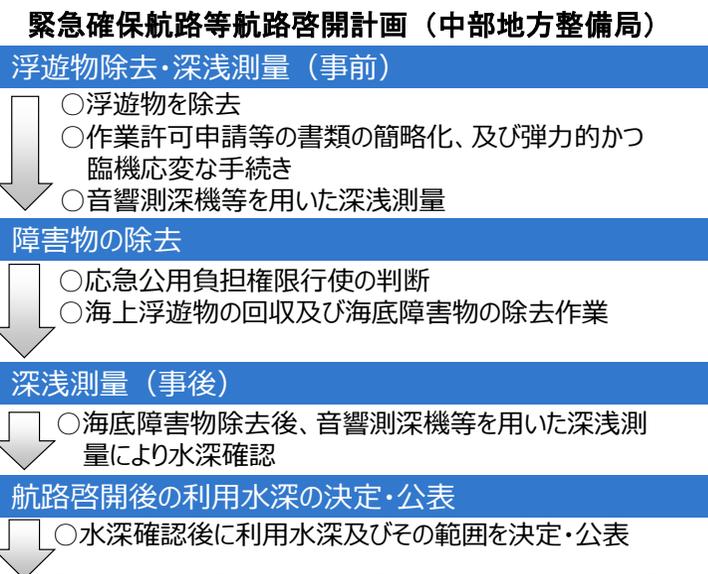
水道 1ヶ月後 概ね回復

大規模災害発生

広域連携体制の行動計画(初動)



啓開作業



各港港湾BCP



背後の道路啓開作業【くしの歯作戦】

湾内各港への最小限の海上輸送ルートの確保

緊急物資輸送ルートの拡充

緊急確保航路等航路啓開計画

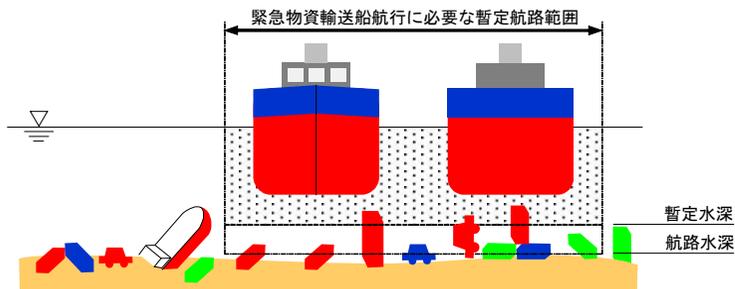
○大規模時災害時に緊急確保航路・開発保全航路の啓開を迅速に実施するため、広域連携による航路啓開の具体的な実施体制や手順を定めた

◆航路啓開範囲（緊急物資）

暫定水深、暫定航路幅の考え方

緊急確保航路等における暫定水深と暫定航路幅は、緊急物資輸送を担うことが想定される船舶を参考に以下のとおりとする

暫定水深	9.0m	海上自衛艦「とわだ型」
暫定航路幅	200m（1L）	海上自衛艦「ひゅうが型」



◆航路啓開の実施



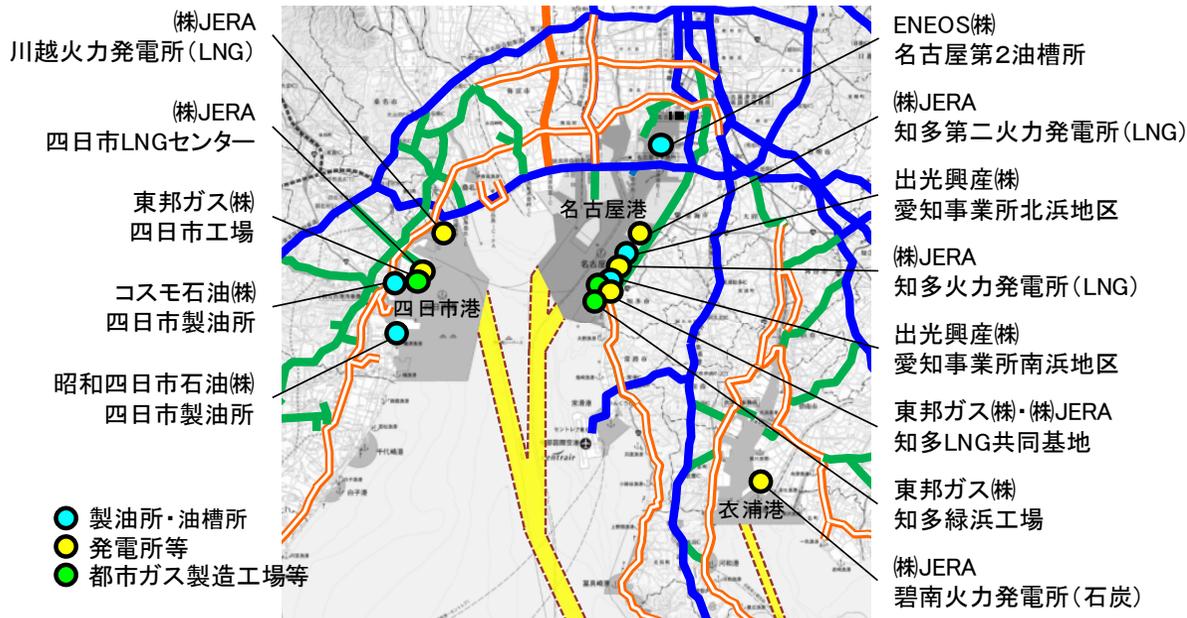
浮遊物の囲い込み



浮遊物・障害物除去作業

◆航路啓開範囲（石油・石炭・LNG）

	品目	発災直後の受入れ・出荷に必要な船舶			対象港湾
		船種	総延長	必要水深	
石油	石油製品	内航タンカー	100m	-7.5m	名古屋港・四日市港
		外航タンカー	200m	-10.5m	名古屋港・四日市港
電力	石炭	石炭船	250m	-12m	衣浦港
	LNG	LNGタンカー	345m	-13.2m	名古屋港・四日市港



○使用可能施設、暫定供用、船舶の交通制限等の海上交通情報を掲載した利用者への情報共有ポータルサイトを中部地方整備局HP内に開設

中部地方整備局港湾空港部ホームページトップ画面

中部地域港湾BCPポータルサイト画面

名古屋港（一部供用） （*月*日*時現在）

三河港（一部供用） （*月*日*時現在）

伊勢湾BCPの継続的改善

- 定期的な教育・訓練の実施により関係者の連携体制を確認し、伊勢湾BCPの実効性向上と関係者の意識向上を図る
- 伊勢湾BCP協議会は、伊勢湾BCPを継続的改善(PDCA)により有効で実効性の高い計画に改善

○実働訓練

・被害調査、航路啓開、緊急物資輸送等の実働訓練が考えられる。



航路啓開(漂流物回収)



岸壁緊急点検



オイルフェンスによる
漂流物の囲い込み



緊急物資輸送

出典(左下): 関東地方整備局

出典(左上・右上下): 南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携訓練(H26.8)

○図上訓練

・情報伝達訓練、対策本部設置、優先順位の設定等の訓練が考えられる。



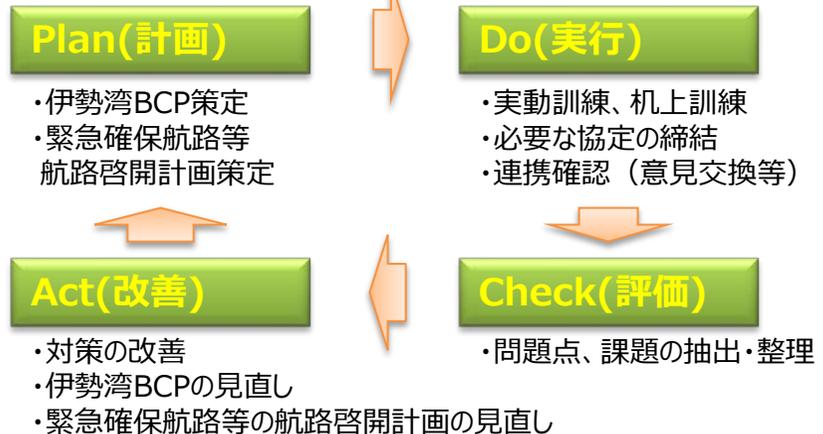
図上訓練実施状況1



図上訓練実施状況2

出典: 道央圏港湾における大規模地震・津波を想定した図上訓練(H26.2北海道開発局)

伊勢湾BCPの継続的改善のイメージ



伊勢湾BCPにおける全体構成

計画策定年次

H27年度策定

 (伊勢湾BCP
航路啓開計画)

H30年度策定

(手順書(案))

R3年度～検討

(アクションカード)

伊勢湾BCP全体構成

伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)

- ・広域連携体制の構築と行動計画、関係者間の情報共有について、基本的な考え方と関係者の役割を定めたもの

緊急確保航路等航路啓開計画

- ・広域連携による緊急確保航路等の航路啓開作業を具体的に定めたもの

手順書(案)

- ・発災から航路啓開作業までの活動の具体的な手順と協議会構成機関の役割を整理したもの

アクションカード

- ・手順書に対応すべき事項を組織毎に簡潔にまとめたもの
- ・担当者以外でも、実施内容がわかるもの

1-2. 協議会の活動

協議会の活動

◆活動の概要

○伊勢湾BCPの策定後、BCPの実効性向上を図るため、毎年協議会及び作業部会を開催し、教育・訓練や、そこで抽出された課題の検討を実施してBCP等を改定

	伊勢湾BCP協議会	作業部会
構成員	関係機関の代表者	関係機関の実務者
実施事項	活動計画及び活動結果の審議 伊勢湾BCP、航路啓開計画等の改定の審議	協議会が承認した活動計画に基づき、教育・訓練や課題の検討など実務を実施
開催頻度	年1回	年3回程度

◆活動の経緯

年度	活動内容
H26	・「伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」の策定
H27	・伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画の策定 ・伊勢湾BCP協議会の設置
H28	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCP等の改定(広域連携体制の行動計画など)
H29	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCPの改定(優先順位の設定、尾鷲港の追加など) ・手順書(案)の検討(連携体制の構築、資機材の調達、優先順位の検討)
H30	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCP等の改定(航路啓開の手順など) ・手順書(案)の策定(発災から航路啓開作業までの一連の手順) ・講演「港湾物流事業継続マネジメントのための手順書ー内容と意義ー」京都大学客員教授 小野憲司

年度	活動内容
H30	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCP等の改定(航路啓開の手順など) ・手順書(案)の策定(発災から航路啓開作業までの一連の手順) ・講演「港湾物流事業継続マネジメントのための手順書ー内容と意義ー」京都大学客員教授
R1	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(緊急確保航路の啓開範囲、緊急時の情報伝達、揚収物の仮置場、被災時の作業能力) ・BCP、手順書(案)等の改定(航路啓開の実施体制など) ・講演「最近の高潮・高波災害とその防災・減災」名古屋大学教授
R2	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(大型台風への対応、緊急時の情報伝達方法、啓開状況等の情報発信) ・BCP、手順書(案)等の改定(大型台風への対応の追加など) ・講演「東日本大震災における東北地方整備局の対応」日本港湾空港建設協会連合会専務 ・第四管区海上保安本部等からの情報提供
R3	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(各港BCPとの連携、燃料油の確保、情報共有方法) ・BCP、手順書(案)等の改定(作業許可申請など) ・講演「東日本大震災の経験を踏まえて」日本大学客員教授 ・国土交通省港湾局からの情報提供
R4	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(アクションカード・浮遊物情報図の作成、揚収物仮置き場の選定方法、中期訓練計画など) ・BCP、手順書(案)等の改定(発災直後の情報提供者の明示など) ・国土交通省港湾局等からの情報提供
R5	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(アクションカードの作成・改定、防災情報サブシステム・浮遊物情報図の活用方法など) ・BCP、手順書(案)等の改定(関係者間の情報伝達・共有方法、推進課題の更新など) ・講演「東日本大震災での航路啓開等港湾BCPの記録」日本埋立浚渫協会東北支部長 ・国土交通省港湾局からの情報提供

2. 令和5年度の実施結果

- 2-1. 令和5年度の実施概要
- 2-2. 教育・訓練の実施結果
- 2-3. 各種課題への対応

2-1. 令和5年度の実施概要

令和5年度の実施概要

◆活動スケジュール

令和5年7月5日
第8回協議会

- ・伊勢湾BCP協議会の活動報告(前年度の結果、今年度の計画)
- ・講演「東日本大震災での航路啓開等港湾BCPの記録」
(一社)日本埋立浚渫協会 東北支部長
- ・国土交通省港湾局からの情報提供

令和5年8月9日
第20回作業部会

- ・今年度の活動内容(教育・訓練、検討課題)
- ・訓練の進め方

令和5年10月4日
事前説明会

令和5年10月25日
第21回作業部会

- ・防災情報サブシステム※、浮遊物情報図、アクションカード等を活用した訓練
- ・訓練テーマ:①広域連携体制の構築、②被害状況調査

令和6年1月29日
第22回作業部会

- ・訓練結果等を踏まえた伊勢湾BCP、手順書(案)等の改定
- ・課題の検討結果の報告
- ・今後の活動内容

※昨年度、伊勢湾BCP協議会において、情報伝達・共有のツールとして使用してきた「防災情報プラットフォーム」は、令和6年4月にCyber portに集約され「防災情報サブシステム(全国版)」に統合された。本資料では、以後、新システムの名称「防災情報サブシステム」を使用する。

令和5年度の実施概要

◆活動内容

	実施項目
教育・訓練	①「広域連携体制の構築」訓練 ・アクションカード、防災情報サブシステムを使用した初動対応を実施
	②「被害状況調査」訓練 ・アクションカード、防災情報サブシステム、浮遊物情報図を使用した被害状況を把握
課題検討	①アクションカードの作成・改定 ・「広域連携体制の構築」を改定、「被害状況調査」を作成し、訓練で試行
	②防災情報サブシステムの活用方法の検討 ・効率的に情報共有を行うための活用方法を検討し、訓練で試行
	③浮遊物情報図の利用方法の検討 ・被害情報の共有時における図の利用方法を検討し、訓練で試行
	④航路啓開作業体制に係わる課題の整理 ・災害協定団体へのヒアリングにより各港の会員企業の配置状況、保有資機材、災害協定の締結状況を確認 ・航路啓開作業を行う上での課題を整理
	⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理 ・推進課題の進捗状況を確認し、今後検討すべき課題を整理

2-2. 教育・訓練の実施結果

教育・訓練の概要

◆教育・訓練の目的

- ・伊勢湾BCP、手順書(案)等の検証による改善点の抽出及び計画等への反映
- ・各種ツール※の活用場面・活用方法の最適化 ※アクションカード、防災情報サブシステム、浮遊情報図
- ・協議会構成員の柔軟な対応力、スキルの向上

◆教育・訓練の主な内容

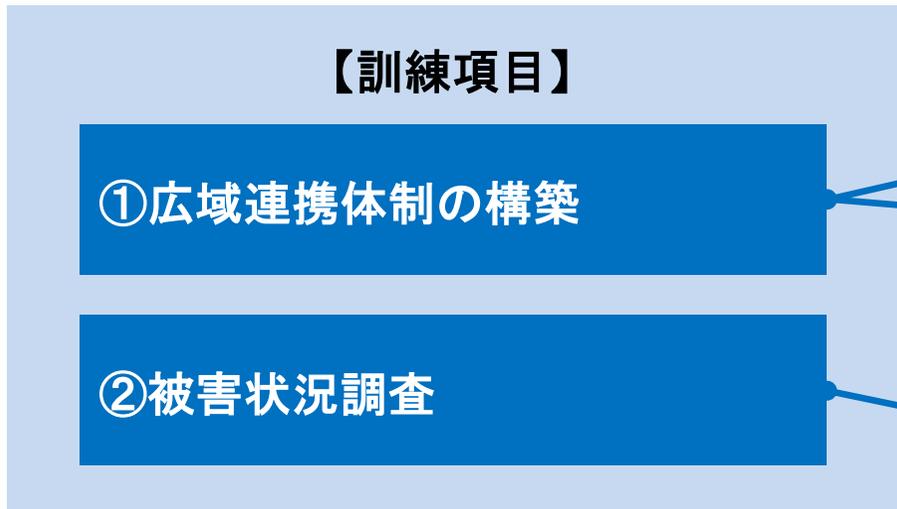
訓練項目	訓練目標	訓練方法	対象手順
広域連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域連携体制の構築」の手順の習熟 ・各種ツールの使い方、有効性の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ツールを使用して初動対応を実施 ・ツール活用に関して意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・A3広域連携体制の立上げ
被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害状況調査」の手順の習熟 ・各種ツールの使い方、有効性の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ツールを使用した被害状況を把握 ・ツール活用に関して意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・B4被害状況調査 ・B5被害状況のとりまとめ

※訓練評価者の設定

- ・訓練参加者の他に各機関、可能な範囲で評価者を設定して、訓練の実施状況を評価
- ・各機関が実施すべき手順毎に実施の有無などを、訓練実施中に所定の様式に記載

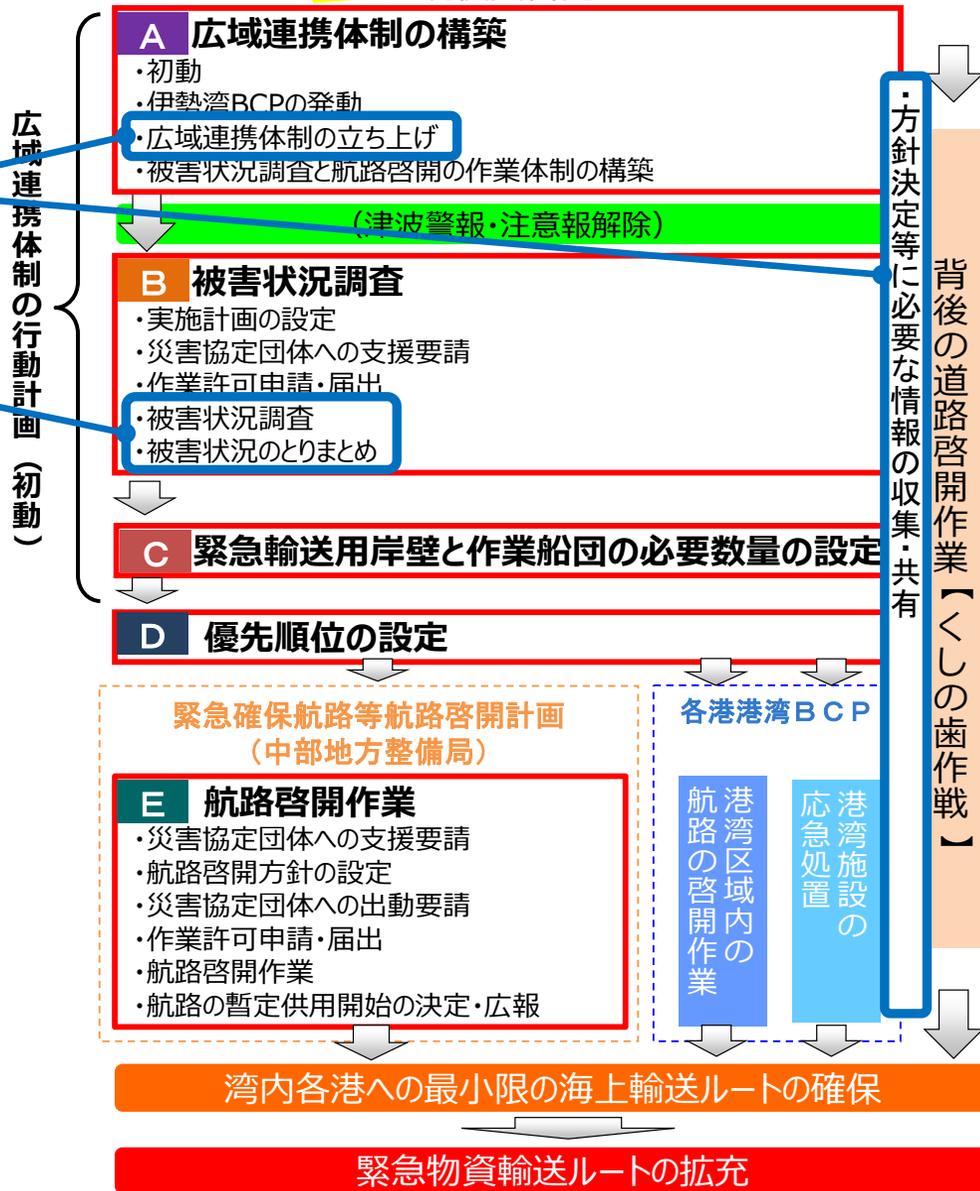
教育・訓練の概要

◆ 訓練項目に関連する手順



「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)、台風情報等の発表

大規模災害発生



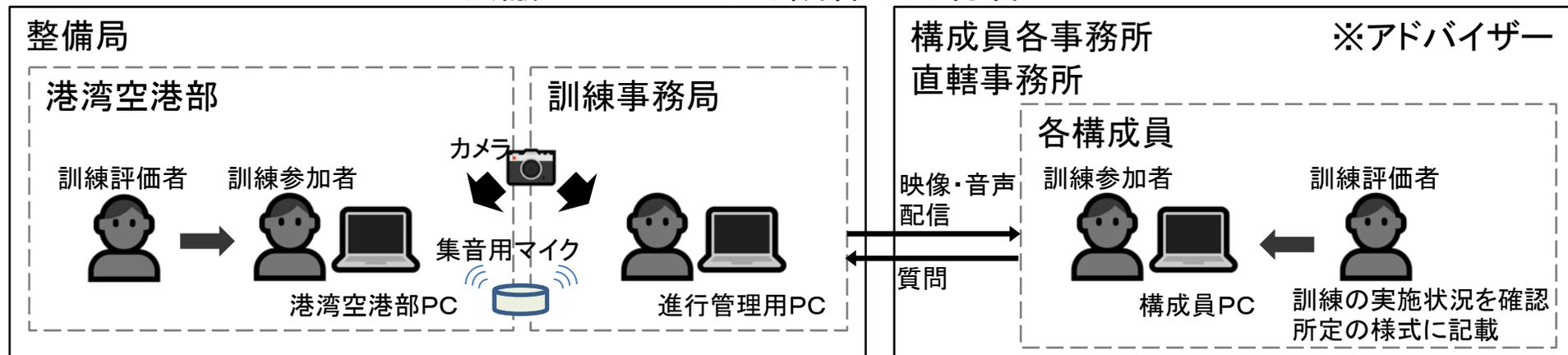
教育・訓練の概要

◆ 訓練の実施方法

- ・訓練参加者は、各機関の事務所から訓練に参加
- ・訓練での情報伝達は、電子メール及び防災情報サブシステムを使用
- ・訓練の進行管理は、Web会議システムを使用

訓練会場	参加者	使用ツール	訓練の進行管理手段
港湾空港部 直轄事務所	港湾空港部 直轄事務所	港湾空港部PC 直轄事務所PC	Web会議システム
構成員 各事務所	第四管区海上保安本部 中部運輸局 港湾管理者 災害協定団体 中部地方整備局防災室・河川部・道路部	構成員PC	
	※アドバイザー		

Web会議システムによる訓練の進行管理イメージ



◆参加機関による自己評価

- ・訓練では、各機関が実施すべき手順を概ね実施できたと評価。
- ・「優先順位の決定に必要な情報の伝達」など一部の手順を実施できなかったと評価。

◆参加者の意見と対応案

	主な意見等	対応案
各種ツールの活用等	・防災情報サブシステム、アクションカード等の使い方がわからない	・防災情報サブシステム、アクションカード等を用いた訓練を継続的に実施する
	・インターネットが使用できる状況であれば、電子メールで伝達する情報も全て防災情報サブシステム内で情報の登録と共有ができないか	・防災情報サブシステムを最大限活用するなど効率的な情報伝達・共有方法を再整理する ・ただし、連絡体制表の更新(第一報)は、全構成員に対して確実に伝達するため電子メール等を使用する
	・スマートフォンで防災情報サブシステムを利用したい ・防災情報サブシステム登録情報の全表示及び整理 ・防災情報サブシステムの不具合の解消を(ログイン中にエラーが発生)	・防災情報サブシステム情報共有機能等の改善を図る
	・浮遊物情報図の作成を効率化できないか	・防災情報サブシステム地図表示機能の活用も含めた浮遊物情報図のデジタル化を図る
訓練方法等	・訓練内容や実施方法を十分理解できていない	・訓練内容の丁寧な説明など訓練実施方法を改善する ・メールと防災情報サブシステムの使い分けなど情報伝達・共有方法を再整理する
	・訓練の進捗状況が見えない	・訓練の見える化を図る(チャットの利用や音声での進捗状況の共有等)

教育・訓練の実施結果(アドバイザーからの講評)

◆名古屋大学教授

訓練の実施状況の共有	・訓練中、何をやっているのか動きが見えなかった。
情報伝達訓練の実施方法	・メールによる情報伝達訓練は、別途日を定めて実施しても良いのではないか。
写真の位置情報の活用	・スマートフォンで撮影した写真には位置情報があり、活用すべき。
本省への訓練結果の報告	・防災情報サブシステムの全国展開の話がある。訓練結果や意見等を上げることが、全国版システムの使いやすさに繋がる。

◆京都大学客員教授

訓練の見せ方の工夫	・訓練そのものは、こなれているが、訓練の見せ方には、改善の余地がある。登録された情報を確認しても良いのではないか。
中部地整主体の手順の習熟	・伊勢湾BCPでは、中部地整が主体の活動になる。地整自体が訓練をこなしていくことが重要。
教育・訓練の継続的实施	・人事異動により組織も変化する。教育・訓練を継続的に実施する必要がある。
アクションカードのカスタマイズ	・各機関の活動に違いがある。各機関でカードをカスタマイズして頂きたい。
情報共有方法の検討	・情報を一度に共有できる防災情報サブシステム等のシステムを活用すべき。SNSサービスの活用も再度検討頂きたい。
防災情報サブシステムの改善	・今回、防災情報サブシステムでトラブルが発生したが、訓練で分かることもある。改善頂きたい。
チャット機能の活用	・WEB会議では、意見等をチャットに打ち込めば、密度の高い議論ができる。

参考：防災情報サブシステム

- ・昨年度、伊勢湾BCP協議会において、情報伝達・共有のツールとして使用してきた「防災情報プラットフォーム」は、令和6年4月に「防災情報サブシステム(全国版)」に統合
- ・プラットフォームと同様、中部地方整備局と関係機関が被害情報等のデータを共有できる
- ・データ登録時に関係機関の組織単位で閲覧制限を設定できる
- ・中部地方整備局から関係機関に対して掲示板による情報を発信できる
- ・関係機関との名簿をオンライン上で管理できる

■ 中部地方整備局トップ画面

中部地方整備局
防災情報サブシステム TOP

地図表示
(被害情報登録)

関連サイト

予定行動管理

データ共有機能

ログアウト

関連防災システム

防災ポータル 港湾海洋沿岸域情報提供センター Marine Traffic 三河港・衣浦港災害情報共有システム	DiMAPS 防災情報共有DB 維持管理データベース
--	----------------------------------

■ データ共有機能画面

データ共有機能

名簿画面はこちら
関連サイト表示へ
地図表示へ

データ登録

◆ 掲示板

タイトル	登録日時	備考
データはありません。		

◆ データの共有

データ検索

データ登録

登録内容の修正

【直近登録案件】

登録日付	氏名	所属組織	表題	キーワード	コメント	登録データ	
2024/06/19 15:39	港湾空港防災・危機管理課	中部地方整備局	優先順位検討図			優先順位検討図 (イメージ) pdf	一括DL
2024/06/19 15:38	港湾空港防災・危機管理課	中部地方整備局	浮遊物情報図			浮遊物情報図 (イメージ) pdf 浮遊物情報図 (伊勢湾) PPTX 浮遊物情報図 (尾鷲) PPTX	一括DL
2024/04/18 15:16	港湾空港防災・危機管理課	中部地方整備局	訓練	訓練	訓練	防災担当者会議用 JPG	一括DL
2024/04/17 17:28	港湾空港防災・危機管理課	中部地方整備局	テスト	テスト	浮遊物がありました		

2-3. 各種課題への対応

各種課題への対応

実施項目	主な実施内容
①アクションカードの作成・改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「広域連携体制の構築」を改定、「被害状況調査」を作成し、訓練で試行 ・各機関でカードをカスタマイズ
②防災情報サブシステムの活用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的に情報共有を行うための活用方法を検討し、訓練で試行
③浮遊物情報図の利用方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の共有時における図の利用方法を検討し、訓練で試行
④航路啓開作業体制に係わる課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定団体へのヒアリングにより各港の会員企業の配置状況、保有資機材、災害協定の締結状況を確認 ・航路啓開作業を行う上での課題を整理
⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・推進課題の進捗状況を確認し、今後検討すべき課題を整理

課題①アクションカードの作成・改定

◆「広域連携体制の構築」カードの改定

アクションカードの改定例

・前年度作成した各機関のカードに防災情報サブシステムの活用等の追記など改定案を作成

・訓練結果等を踏まえ改定案を提案

総括表

伊勢湾BCPアクションカード 港湾管理者版 【広域連携体制の構築】 総括表

番号	手順	カードNo.	アクション
A2②	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCPの発動	A2②-1	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCPの発動の確認
A3②	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関の担当窓口設置	A3②-1	<input type="checkbox"/> 港湾空港部窓口の確認
		A3②-2	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCPの担当窓口の設置
		A3②-3	<input type="checkbox"/> 港湾空港部への担当窓口、通信手段の連絡
A3④	<input type="checkbox"/> 情報収集	A3④-1	<input type="checkbox"/> 優先順位の決定に必要な情報の伝達
A3⑧	<input type="checkbox"/> 協議会連絡体制表の更新と 並右	A3⑧-1	<input type="checkbox"/> 協議会連絡体制表の更新版の確認

カード

伊勢湾BCPアクションカード 港湾管理者版 【広域連携体制の構築】 A3④-1

情報収集

優先順位の決定に必要な情報の伝達（3時間以内）

伝達・調整先	港湾空港部
--------	-------

実施内容	<p>・優先順位の決定に必要な以下の調査項目に係る情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道等から入手し、可能な範囲で港湾空港部に電子メール等で伝達してください。</p> <p>・情報の伝達には、防災情報サブシステムを使用してください。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login</p> <p>・防災情報サブシステムが使用できない場合は、電子メール等の通信手段を使用してください。</p>
------	--

【調査内容】

区分	調査項目
	・港湾背後地域の被災状況

課題①アクションカードの作成・改定

◆「被害状況調査」カードの作成

アクションカードの作成例

・各機関が被害状況調査で使用するカード案を作成

・訓練結果等を踏まえ改訂案を提案

総括表

伊勢湾BCPアクションカード 港湾空港部版【被害状況調査】

総括表

番号	手順	カードNo.	アクション
B1①	<input type="checkbox"/> 情報収集	B1①-1	<input type="checkbox"/> 優先順位の決定に必要な情報の収集
B1②	<input type="checkbox"/> 実施計画の設定	B1②-1	<input type="checkbox"/> 被害状況調査の実施計画の検討
B2①	<input type="checkbox"/> 災害協定団体への支援要請	B2①-1	<input type="checkbox"/> 災害協定団体に被害状況調査への支援を要請
B2③	<input type="checkbox"/> 災害協定団体の会員企業の配置検討	B2③-1	<input type="checkbox"/> 被害状況調査を支援する災害協定団体の会員企業の配置の検討
B3①	<input type="checkbox"/> 事前報告	B3①-1	<input type="checkbox"/> 事前報告様式の提出
B5	<input type="checkbox"/> 被害状況のとりまとめ	B5-1	<input type="checkbox"/> 被害状況調査結果のとりまとめと共有

カード

伊勢湾BCPアクションカード 港湾空港部版【被害状況調査】

B5-1

被害状況のとりまとめ(共有・公表)

被害状況調査結果のとりまとめと共有・公表(48時間以内)

伝達・調整先	作業部会の構成機関(広域連携体制構成機関、災害協定団体、中部地方整備局防災室・河川部・道路部)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄事務所、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び災害協定団体会員企業から報告された被害状況調査の結果を「港湾施設災害報告様式」及び「浮遊物情報図」にとりまとめ、防災情報サブシステムに登録して作業部会構成機関で共有してください。 ・防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用してください。 <p>※防災情報サブシステムのアドレス https://chubu.kouwan-bousai-cdit.jp/KowanBosai/Home/Login</p> <p>※港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめてください。</p>

課題②防災情報サブシステムの活用方法の検討

◆伊勢湾BCPにおける情報伝達・共有方法（案）

- 被害情報等の伝達・共有は、効率性を考慮して、防災情報サブシステムを活用※1
- 伊勢湾BCPの発動、連絡体制表の更新(第一報)は、全構成員に対して確実に伝達するため電子メール等※2を使用(港湾空港部は構成員から電子メール等で連絡があった担当窓口の情報を連絡体制表に反映する)
- 特定機関への連絡等は、電子メール等を使用

伝達・共有する情報		情報の伝達・共有に使用するツール※3	
		改定前	改定後
各機関の連絡先情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 連絡体制表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 連絡体制表
被害状況など優先順位 の決定に必要な情報	陸域(岸壁、ヤード、 臨港道路等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 港湾施設災害報告様式 ○ 港湾計画図、海図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(地図表示機能) ○ 港湾施設災害報告様式
	海域(港湾区域、 緊急確保航路等)		<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 港湾施設災害報告様式 ○ 浮遊物情報図
作業船など資機材情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 資機材調達の報告様式 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 資機材調達の報告様式
特定機関への伝達情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等

※1 防災情報サブシステムが使用できない場合、電子メール等を使用する、※2 優先順位は①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする

※3 ●使用システム ○使用様式等

課題③浮遊物情報図の利用方法の検討

2023/10/26/17:00時点（地震発生から28.5時間後）

◆浮遊物情報図を使用した訓練実施

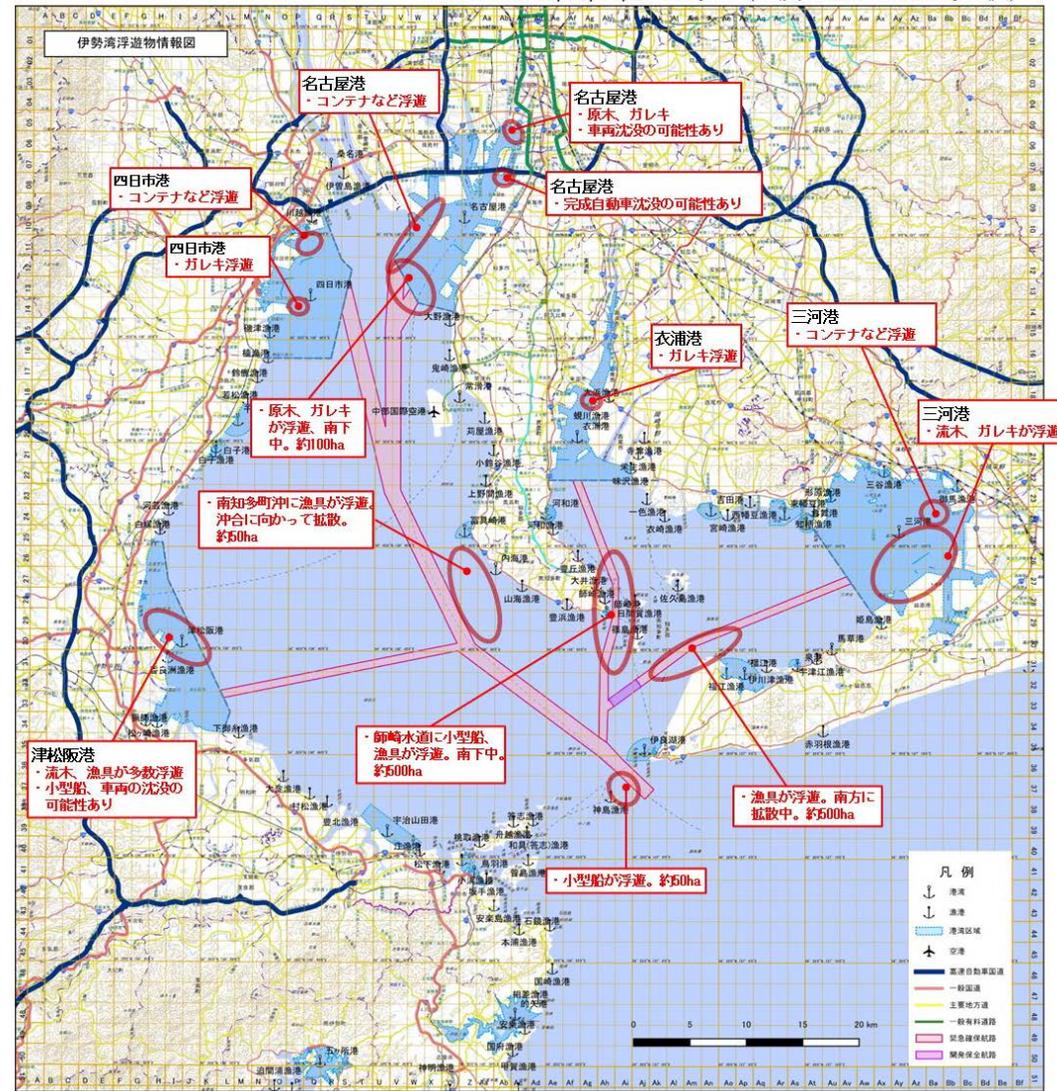
- ・被害状況調査結果の報告及びとりまとめで浮遊物情報図を使用
- ・浮遊物の移動を考慮した時間情報が必要（右図参照）

◆浮遊物情報図の利用方法（案）

- ・報告する情報は、浮遊物の位置、種類、日時、情報源
- ・その他海域（港湾区域、緊急確保航路等）での情報共有にも活用
- ・確認できた情報は、随時報告、更新する

◆今後の課題

- ・図作成の効率化に対する意見があり、防災情報サブシステム地図表示機能の活用も含めた図作成のデジタル化が望まれる



備考欄

名古屋港：報道へり・地整へりによる情報、港湾管理者によるUAV撮影情報
 四日市港：報道へり・地整へりによる情報、港湾管理者による目視
 津松阪港：報道へり・地整へりによる情報
 三河港：報道へり・地整へりによる情報、みなとカメラ（地整）情報、港湾管理者による目視
 衣浦港：報道へり・地整へりによる情報、みなとカメラ（地整）情報、港湾管理者による目視
 緊急確保航路付近：地整へり・海保へりによる情報

※ 災害協定団体に衛星写真を要請中

課題④ 航路啓開作業体制に係わる課題の整理

◆ 災害協定団体へのヒアリング結果等

<p>会員企業の配置、保有船の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢湾内各港に作業船を保有する会員企業が存在し、名古屋港を拠点とする企業が多い ・伊勢湾内で保有する起重機船など揚収作業を担う作業船は97隻 ※各社の作業船数には、協力会社所有船を含む場合がある
<p>情報伝達・共有の実施体制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・航路啓開を担う5団体は、緊急時連絡体制を構築済み、<u>港湾毎に幹事会社を設定し、会員企業の連絡先(電子メール、携帯電話等)を共有</u> ※日本埋立浚渫協会、中部港湾空港建設協会連合会、海上起重技術協会、全国浚渫業協会、日本潜水協会 ・深浅測量を担う団体も同様に体制を構築 ※海洋調査協会 ・MCA無線による通信訓練を月1回作業船で実施(在港状況を確認)
<p>港湾管理者等との災害協定の締結状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県と災害協定を締結(愛知県港湾空港建設協会、海洋調査協会)

◆ 航路啓開作業を行う上での課題等

<p>航路啓開を担う団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作業要請が国と港湾管理者の双方からあった場合、対応に苦慮する ・作業船乗員(オペレーター)の所在確認も必要 ・災害時でも燃料油の補給が迅速にできれば問題はない
<p>深浅測量を担う団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内では深浅測量機器(ナローマルチビーム:4社10台)が限定 ・災害時に移動手段、調査用船の確保が必要

課題⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理

◆推進課題の進捗状況（その1）

区分	伊勢湾BCPに掲載している推進課題(現行)	令和5年度現在の対応状況等
広域連携体制の設置	通信断絶時の初動体制の確保	検討済み:衛星電話がある直轄事務所等を情報伝達の拠点とする(令和3年度第6回協議会)
	情報伝達訓練の実施	実施済み(今後も継続的に実施)
	関係機関へのリエゾン派遣の検討	手順書(案)に反映済み
	通信手段の洗い出しを行い、衛星電話等の災害時につながりやすい通信手段の確保(各機関)	協議会連絡体制表を作成済み(定期的に更新を実施)
	報告様式の作成	手順書(案)参考資料等に掲載済み
	手順書の作成	手順書(案)を作成済み
優先順位の設定手順	国・自治体の災害対策本部の役割の確認(指揮命令系統、情報伝達ルート確認)	※個別対応を予定(港湾空港部、港湾管理者、自治体)
	臨港道路、緊急輸送路の図面整理(道路名称、管理者、連絡先)	伊勢湾BCPに図掲載済み(道路名称、管理者等の連絡先は未記載)
	施設点検診断カルテの活用方法の整理	※個別対応を予定(施設点検診断カルテとは、中部地整港湾空港部が開発運用しているシステム)
	通信断絶時の関係機関からの情報入手(災害時には、参集できないことを想定)	検討済み:衛星電話がある直轄事務所等を情報伝達の拠点とする(令和3年度第6回協議会)、リエゾン派遣
	手順書の作成	手順書(案)を作成済み
資機材の調達手順	国と港湾管理者による燃料調達の支援の検討(災害協定団体を支援)	検討済み:災害時における作業船への燃料供給方法等を整理(令和4年度第7回協議会)
	既存の作業船情報について活用方法を検討	検討中:リアルタイム漂流監視システムの活用を含めた検討を実施予定(平成30年度第7回作業部会)
	手順書の作成	手順書(案)を作成済み
航路啓開	中部地方整備局内部の役割分担の確認(中部地方整備局、港湾管理者のマニュアルへの反映)	※個別対応を予定(港湾空港部、直轄事務所、港湾管理者)
	港内航路啓開の費用負担と直轄災での負担範囲	※個別対応を予定(港湾空港部、直轄事務所、港湾管理者)
	「伊勢湾の緊急確保航路啓開活動手順」暫定版の改定	手順書(案)を作成済み
	浮遊物情報図フォーマット(グリッド図)の作成(第四管区海上保安本部、港湾管理者、中部地方整備局)	浮遊物情報図を作成済み

実施済み
 個別対応を予定

※個別対応を予定とは、「該当団体に全て一任する」という意味ではなく、作業部会の全構成員を交えて議論する必要はないため、「中部地方整備局 港湾空港部と該当団体とで個別に検討を進める」もの

課題⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理

◆推進課題の進捗状況（その2）

区分	伊勢湾BCPに掲載している推進課題(現行)	令和5年度現在の対応状況等
航路啓開	入手可能な浮遊物情報のリストアップと入手方法の整理	検討済み:浮遊物情報図を作成(令和5年度第8回協議会)
揚収物の仮置・保管	がれき仮置き場、処理までの手続きの確認 伊勢湾全体での揚収物の仮置き場確保の検討	※個別対応を予定(港湾空港部、直轄事務所、港湾管理者、災害協定団体) 検討済み:港湾管理者に揚収物仮置き場候補地を聞き取り、位置図とチェックリストを作成(令和5年度第8回協議会)
緊急物資輸送体制の確保	緊急物資民間企業協定の対応(田原市ートヨタ自動車(株)、半田市ーJFEスチール(株))	※個別対応を予定(港湾空港部、港湾管理者、民間企業)
燃料油輸送体制の確保、電力・都市ガス輸送体制の確保	行政と専用棧橋所有企業(石油、電気、ガス)の航路啓開に係る費用負担	※個別対応を予定(港湾空港部、直轄事務所、港湾管理者、エネルギー事業者)
港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有	中部地方整備局と第四管区海上保安本部、中部運輸局、港湾管理者による情報発信の内容と体制の協議	検討済み、伊勢湾BCPに反映:機能回復情報の発信方法と体制を整理(令和3年度第6回協議会)
伊勢湾BCPの運用	各関係機関のリーダー、実務者の育成	各構成員が個別に実施する(全構成員)
	災害時の状況に応じた図上訓練・実働訓練の実施	継続実施中
	教育プログラムの検討および実施	訓練など作業部会への参加により継続実施中
	新技術に関する情報共有・開発(浮遊物把握、作業船動静把握等)	検討済みであるが継続課題:協議会等にて必要に応じて実施
	伊勢湾BCPの改定内容は、協議会構成機関のBCPへ反映してもらうように調整	検討済みであるが継続課題:協議会等にて必要に応じて反映を依頼
	必要資源(人員・資機材・ライフライン・情報)と資源が不足する時の対応策の検討	検討済みであるが継続課題:伊勢湾BCP、手順書(案)に資機材が不足する場合の対応を明記、手順書(案)参考資料に必要な作業船団数の目安を記載

※個別対応を予定とは、「該当団体に全て一任する」という意味ではなく、作業部会の全構成員を交えて議論する必要はないため、「中部地方整備局 港湾空港部と該当団体とで個別に検討を進める」もの

	実施済み
	個別対応を予定

課題⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理

◆伊勢湾BCPの推進課題（改定案） 今後の伊勢湾BCPの推進課題に掲載する

区分	伊勢湾BCPにおける推進課題	備考
優先順位の設定手順	初動における情報収集体制の共有 (新たな機器(ドローン、衛星画像等)を用いた方法の検討等)	継続課題
資機材の調達手順	現在の作業船情報についての更なる活用方法の検討 (リアルタイム漂流監視システム等の新たな手法の活用を含めた検討等)	継続課題
航路啓開	作業船のAIS情報による動静把握手法の検討	港湾空港部追加
	各港における作業船係留場所の確保(被災の可能性が少ない場所等)	港湾空港部追加
	各港における作業船係留時の曳船の確保(災害時協定の締結等)	港湾空港部追加
	各港における作業船の燃料油の確保(災害時協定の締結等)	構成員意見
	海上調査用船舶の確保 (ナローマルチビームが搭載されていない官庁船の活用等)	構成員意見
	各港における作業船乗員(オペレータ及び作業員)の確保	構成員意見 ※
	伊勢湾外からのナローマルチビームの調達	構成員意見 ※
	災害協定団体の現地移動における「緊急車両通行証」の事前手配	構成員意見 ※
	災害協定団体の作業員(海・陸)の宿泊場所の確保	構成員意見 ※
揚収物の仮置・保管	揚収物の分類及び陸揚げ場所の確認 (水域での分別、水域での一時囲み保管等を行うためのスペース確保の検討等)	港湾空港部追加
緊急物資輸送体制の確保	道路啓開との連携及び連絡体制を含めた総合啓開の検討	継続課題
伊勢湾BCPの運用	災害状況に応じた図上訓練・実働訓練の実施	継続課題
	防災担当者による教育プログラムの検討及び教育の実施	継続課題
	新技術に関する情報収集・共有(浮遊物把握、作業船動静把握等)	継続課題
	伊勢湾BCPの改定内容を協議会構成機関のBCPへ反映(各港BCPとの連携強化)	継続課題
	必要資源(人員・資機材・ライフライン・情報)が不足する際の対応策	継続課題
公表資料の検討	公表資料(記者発表)を行う際の記載内容 (公表資料のひな形の作成、公表の方法の検討等)	港湾空港部追加
情報伝達・共有	各種伝達情報・浮遊物情報図の共有方法の効率化 (防災情報サブシステムの改善と活用)	構成員意見
港湾法第55条3の3の手続き確認	港湾管理者が管理している水域施設についての権限代行の手続き行動	訓練課題

※個別対応を予定、「該当団体に全て一任する」という意味ではなく、作業部会の全構成員を交えて議論する必要はないため、「中部地方整備局港湾空港部と該当団体とで個別に検討を進める」もの

課題⑤伊勢湾BCPの推進課題の整理

◆各構成員が個別に対応する課題 今後の伊勢湾BCPの推進課題には非掲載とする

区分	各構成員が個別に対応する課題(改定後)	対応する構成員	令和5年度現在の対応状況
優先順位の設定手順	国・自治体の災害対策本部の役割の確認(指揮命令系統、情報伝達ルート確認)	港湾空港部 港湾管理者 自治体	個別対応を予定
	施設点検診断カルテの活用方法の整理	港湾空港部	個別対応を予定(施設点検診断カルテとは、中部地整港湾空港部が開発運用しているシステム)
航路啓開	中部地方整備局内部の役割分担の確認(中部地方整備局、港湾管理者のマニュアルへの反映)	港湾空港部 直轄事務所 港湾管理者	個別対応を予定
	港内航路啓開の費用負担と直轄災での負担範囲	港湾空港部 直轄事務所 港湾管理者	個別対応を予定
揚収物の仮置・保管	がれき仮置き場、処理までの手続きの確認	港湾空港部 直轄事務所 港湾管理者 災害協定団体	個別対応を予定
緊急物資輸送体制の確保	緊急物資民間企業協定の対応(田原市ートヨタ自動車(株)、半田市ーJFEスチール(株))	港湾空港部 港湾管理者 民間企業	個別対応を予定
燃料油輸送体制の確保、電力・都市ガス輸送体制の確保	行政と専用棧橋所有企業(石油、電気、ガス)の航路啓開に係る費用負担	港湾空港部 直轄事務所 港湾管理者 エネルギー事業者	個別対応を予定
伊勢湾BCPの運用	各関係機関のリーダー、実務者の育成	全構成員	各構成員が個別に実施する

※個別対応を予定とは、「該当団体に全て一任する」という意味ではなく、作業部会の全構成員を交えて議論する必要はないため、「中部地方整備局 港湾空港部と該当団体とで個別に検討を進める」もの

3. 伊勢湾BCP等の改定

手順書等の改定の概要

	改定の概要
伊勢湾BCP	・推進課題を更新（→前掲課題⑤参照）
航路啓開計画	・緊急物資輸送を担う船舶の船型を更新
手順書(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の情報伝達及び共有において、防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示 ・防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用することを明示 ・既定の情報提供者に限らず、道路の状況など各機関が得た情報は、港湾空港部に報告することを明示 ・防災情報サブシステムの活用による被害状況調査結果の報告の流れを変更 ・被害状況調査結果を作業部会の全構成員と共有 ・港湾施設等の被害状況を早期に公表する
手順書(案) 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物情報図を追加 ・手順書の改定内容をメール様式に反映
アクションカード	・手順書の改定内容を反映

※上記以外の修正：「一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会」が「一般社団法人港湾空港技術コンサルタンツ協会」に名称を変更

航路啓開計画の改定：推進課題の更新

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
1-3 航路啓開範囲(緊急物資)①暫定水深・暫定航路幅の根拠	4	・緊急物資輸送を担うことが想定される船舶(海上保安庁巡視船)の船型を更新	第四管区海上保安本部からの情報提供

改定前	海上保安庁巡視船				
		総トン数	全長(m)	型幅(m)	基地港
	みずほ型	5,300	130.0	15.5	名古屋、福岡
	しきしま型	7,175	150.0	16.5	横浜
	つがる型	3,100	105.0	15.0	塩釜、新潟、神戸、舞鶴等
	いず型	3,500	110.0	15.0	横浜
	みうら型	3,000	115.0	14.0	舞鶴
	はてるま型	1,300	89.0	11.0	横浜、下田、尾鷲、福岡等
	えりも型	1,200	91.4	11.0	宮城、新潟、高知、長崎等
改定後	海上保安庁巡視船				
		総トン数	全長(m)	型幅(m)	基地港
	みずほ	6,000	134.0	15.8	名古屋
	そうや	3,100	99.0	15.6	釧路
	つがる型	3,300	105.0	15.0	塩釜、新潟、神戸、舞鶴等
	はてるま型	1,300	89.4	11.0	宮城、下田、尾鷲、鹿児島等
	えりも型	1,300	91.5	11.0	八戸、新潟、高知、長崎等

手順書の改定:防災情報サブシステムの活用

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A3④情報収集、A3⑧連絡体制表の更新と共有等	17、18等	・関係者間の情報伝達及び共有において「防災情報サブシステム」の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

- 被害情報等の伝達・共有は、効率性を考慮して、防災情報サブシステムを活用^{※1}
- 伊勢湾BCPの発動、連絡体制表の更新(第一報)は、全構成員に対して確実に伝達するため電子メール等^{※2}を使用(港湾空港部は構成員から電子メール等で連絡があった担当窓口の情報を連絡体制表に反映する)
- 特定機関への連絡等は、電子メール等を使用

伝達・共有する情報		情報の伝達・共有に使用するツール ^{※3}	
		改定前	改定後
各機関の連絡先情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 連絡体制表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 連絡体制表
被害状況など優先順位 の決定に必要な情報	陸域(岸壁、ヤード、 臨港道路等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 港湾施設災害報告様式 ○ 港湾計画図、海図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(地図表示機能) ○ 港湾施設災害報告様式
	海域(港湾区域、 緊急確保航路等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 港湾施設災害報告様式 ○ 港湾計画図、海図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 港湾施設災害報告様式 ○ 浮遊物情報図
作業船など資機材情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 ○ 資機材調達の報告様式 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災情報サブシステム(情報共有機能) ○ 資機材調達の報告様式
特定機関への伝達情報		<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メール等

※1 防災情報サブシステムが使用できない場合、電子メール等を使用する、※2 優先順位は①メール、②FAX、③電話(固定、携帯、衛星携帯)とする

※3 ●使用システム ○使用様式等

手順書の改定:防災情報サブシステムの活用

手順	作業内容	実施機関	相手機関	使用するツール(案)※5
A2①伊勢湾BCP発動の判断のための情報収集	伊勢湾周辺の災害情報の連絡	広域連携体制構成機関、災害協定団体等	港湾空港部	電子メール等
A3①広域連携体制設置準備	伊勢湾BCP発動、港湾空港部窓口等の連絡	港湾空港部	全機関	電子メール等
A3②各機関の窓口設置	担当窓口等の連絡	全機関	港湾空港部	電子メール等
A3④情報収集	優先順位の決定に必要な情報の伝達	全機関	港湾空港部	防災情報サブシステム
A3⑧連絡体制表の更新と共有	連絡体制表の送信	港湾空港部	全機関	防災情報サブシステム※4
A3⑨⑩リエゾンの派遣・受入れ	派遣の協議・調整	港湾空港部	広域連携体制構成機関	電子メール等
A4①②情報連絡員の派遣・受入れ	派遣の調整	災害協定団体	港湾空港部	電子メール等
A4③調達可能な資機材等の把握	資機材等の報告要請	港湾空港部	災害協定団体	電子メール等
A4④調達可能な資機材等の把握と報告	資機材等の報告	災害協定団体	港湾空港部	防災情報サブシステム

※4 連絡体制表の更新は、初回(第一報)のみ電子メールを使用

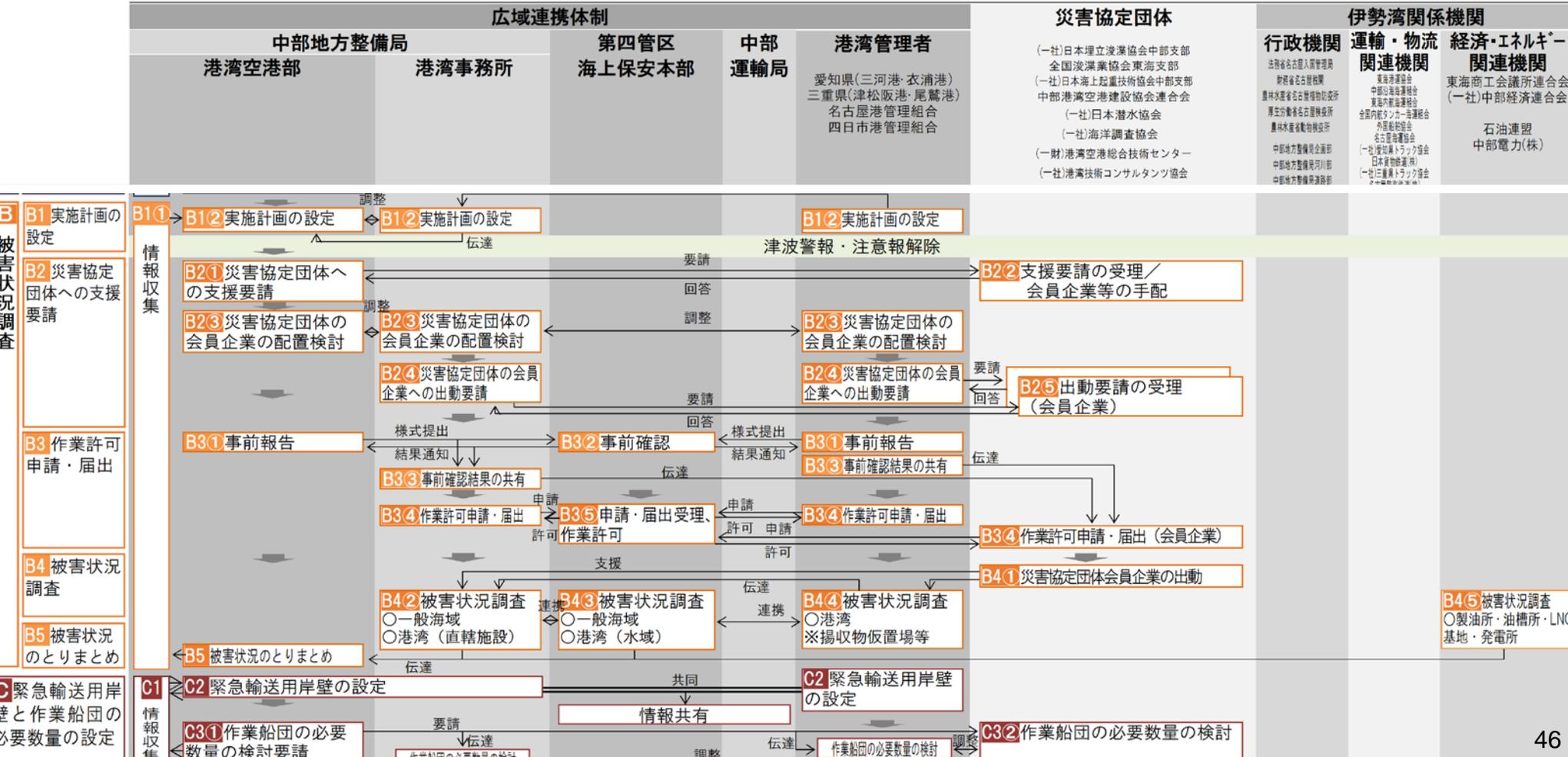
※5 防災情報サブシステムが使用できない場合、電子メール等を使用

手順書の改定:防災情報サブシステムの活用

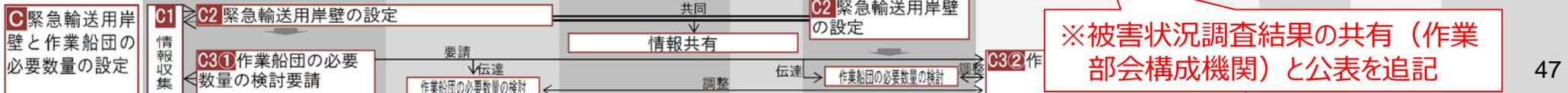
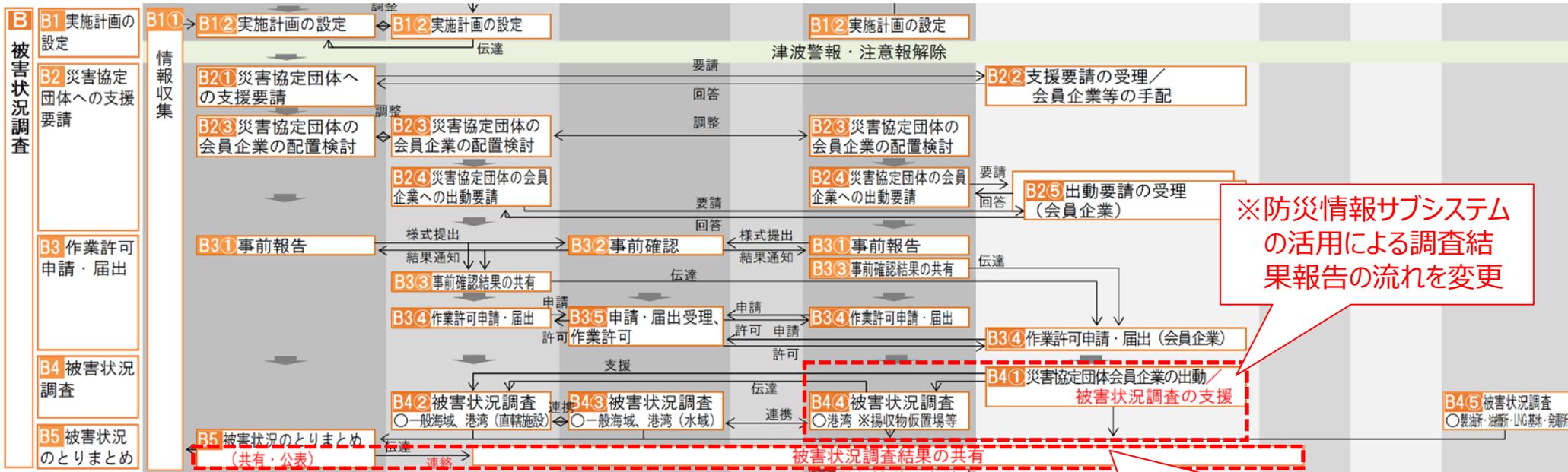
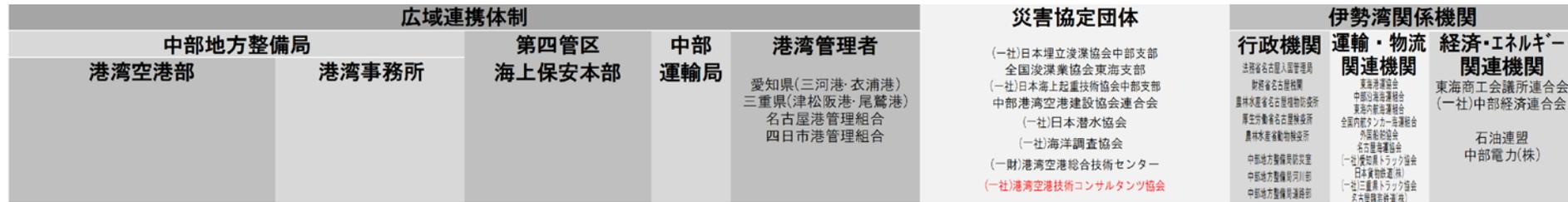
手順	作業内容	実施機関	相手機関	使用するツール(案)※5
B1①情報収集	優先順位の決定に必要な情報の伝達	全機関	港湾空港部	防災情報サブシステム
B1②実施計画の設定	被害状況調査の実施計画の検討・調整	直轄事務所、港湾管理者	港湾空港部	電子メール等
B2①災害協定団体への支援要請	被害状況調査の支援要請	港湾空港部	災害協定団体	電子メール等
B2②会員企業等の手配	対応可能な企業の回答	災害協定団体	港湾空港部	電子メール等
B2③会員企業の配置検討	会員企業の配置決定	港湾空港部	港湾管理者等	電子メール等
B2④会員企業への出動要請	会員企業への出動要請	直轄事務所、港湾管理者	会員企業	電子メール等
B2⑤出動要請の受理(会員企業)	出動要請への回答	災害協定団体会員企業	港湾管理者等	電子メール等
B3①事前報告(被害状況調査の作業内容等の報告)	事前報告様式の提出	港湾空港部、港湾管理者	第四管区海上保安本部	電子メール等
B3②事前確認(被害状況調査の作業内容等の確認)	作業内容等の確認結果の通知	第四管区海上保安本部	港湾管理者等	電子メール等
B3③事前確認結果の共有	確認結果の伝達	直轄事務所、港湾管理者	会員企業	電子メール等
B3④作業許可申請・届出	作業許可申請又は届出	直轄事務所、港湾管理者、会員企業	第四管区海上保安本部	電子メール等
B3⑤申請・届出受理、作業許可	作業許可	第四管区海上保安本部	会員企業等	電子メール等
B4①災害協定団体会員企業の出動	被害状況調査結果の報告	災害協定団体会員企業	港湾空港部	防災情報サブシステム※6
B4②③④被害状況調査		直轄事務所、第四管区海上保安本部、港湾管理者		
B4⑤被害状況調査		エネルギー関連団体		
B5被害状況のとりまとめ(共有・公表)	被害状況調査結果の共有・公表	港湾空港部	全機関	防災情報サブシステム

※5 防災情報サブシステムが使用できない場合、電子メール等を使用する、※6 電子メール等を使用する場合は、直轄事務所が港湾単位で調査結果をまとめて港湾空港部に報告

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
活動フロー	9	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報サブシステムの活用による被害状況調査結果の報告の流れを変更 被害状況調査結果の共有(作業部会構成機関)と公表を明示 	情報伝達及び共有の効率化、港湾関係者と港湾利用者への速やかな情報提供により港湾機能の早期回復を図る



改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
活動フロー	9	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報サブシステムの活用による被害状況調査結果の報告の流れを変更 被害状況調査結果の共有(作業部会構成機関)と公表を追記 	情報伝達及び共有の効率化、港湾関係者と港湾利用者への速やかな情報提供により港湾機能の早期回復を図る



改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A3④情報収集	17	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用、港湾施設等の被害状況の公表を明示等	情報伝達及び共有の効率化、港湾利用者への速やかな情報提供

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考																								
A3④	情報収集																											
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、優先順位の決定に必要な情報を収集する。 ※伊勢湾BCP協議会構成機関は、優先順位の決定に必要な情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道、関係者からの要請を基に可能な範囲で事務局(港湾空港部)に伝達する。下表の調査項目と情報提供者を参照。 ※協議会構成機関は、事務局(港湾空港部)からの要請が無くても、適宜、情報伝達を行う。 事務局(港湾空港部)は、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図に取りまとめる。 ※災害時に以下の情報が全て入手できるとは限らない。限られた情報から優先順位を検討する。 ※具体的な調査内容は「D1 情報収集」参照 <p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査項目</th> <th>協議会構成機関の情報提供者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被害等</td> <td>港湾背後地域の被災状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>道路管理者</td> </tr> <tr> <td>調達可能な作業船団</td> <td>災害協定団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要請</td> <td>政府災害対策本部からの優先啓開港の指示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送の要請</td> <td>中部運輸局</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の支援部隊輸送の要請</td> <td>防衛省</td> </tr> <tr> <td>優先的に復旧する製油所・油槽所</td> <td>石油連盟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場</td> <td>電力・ガス事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事務局(港湾空港部)の窓口】</p> <p>○窓口担当者：□部署 □氏名</p>	区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者	被害等	港湾背後地域の被災状況	全機関	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関	道路の状況	道路管理者	調達可能な作業船団	災害協定団体	要請	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—	緊急輸送の要請	中部運輸局	自衛隊の支援部隊輸送の要請	防衛省	優先的に復旧する製油所・油槽所	石油連盟		優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	電力・ガス事業者	事務局(港湾空港部)	□伊勢湾BCP協議会構成機関(全機関)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料2:資機材調達の報告様式 参考資料6:港湾施設災害報告様式 参考資料8:優先順位検討フロー 参考資料9:優先順位検討表 参考資料10:優先順位検討図 <p>※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。</p>
区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者																										
被害等	港湾背後地域の被災状況	全機関																										
	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関																										
	道路の状況	道路管理者																										
	調達可能な作業船団	災害協定団体																										
要請	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—																										
	緊急輸送の要請	中部運輸局																										
	自衛隊の支援部隊輸送の要請	防衛省																										
	優先的に復旧する製油所・油槽所	石油連盟																										
	優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	電力・ガス事業者																										

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A3④情報収集	17	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用、港湾施設等の被害状況の公表を明示等	情報伝達及び共有の効率化、港湾利用者への速やかな情報提供

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3④	情報収集			
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、優先順位の決定に必要な情報を収集する。 ※伊勢湾BCP協議会構成機関は、優先順位の決定に必要な情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道、関係者からの要請を基に可能な範囲で事務局(港湾空港部)に伝達する。下表の調査項目と情報提供者を参照。 協議会構成機関は、防災情報サブシステムを活用して、情報伝達を行う。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login ※協議会構成機関は、事務局(港湾空港部)からの要請が無くても、適宜、情報伝達を行う。 ※事務局(港湾空港部)は、港湾施設の被害状況を「港湾施設災害報告様式」に整理するとともに、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図に取りまとめる準備を始める。 ※災害時に下表の情報が全て入手できるとは限らない。限られた情報から優先順位を検討する。 ※具体的な調査内容は「D1 情報収集」参照 事務局(港湾空港部)は、必要に応じて、緊急確保航路、開発保全航路及び各港湾(水域)等の被害状況を、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表する。 	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関(全機関)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 2: 資機材調達の報告様式 参考資料 6: 港湾施設災害報告様式 参考資料 8: 優先順位検討フロー 参考資料 9: 優先順位検討表 参考資料 10: 優先順位検討図 参考資料 11: 浮遊物情報図 <p>※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。</p>

【調査内容】

区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者
被害等	港湾背後地域の被災状況	全機関
	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関

※左記の情報提供者に限らず、協議会構成機関が得た情報は、速やかに港湾空港部に報告する。

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A3⑧伊勢湾BCP協議会連絡体制表の更新と共有	18	・防災情報サブシステムの活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑧	伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表の更新と共有			
3 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関から連絡を受けた担当窓口と連絡先をもとに、伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表を更新する。 更新した伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関に送信し共有する。 <p>※全機関から連絡が無い場合でも、発災後 3 時間を経過した段階で連絡体制表を共有する。その後は、必要に応じて連絡体制表の更新と共有を行う。</p>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関	<ul style="list-style-type: none"> 様式 No. A3⑧-1 伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表 メール様式 No. A3⑧-2
A3⑨	(リエゾンの派遣)			
24 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、広域連携体制構成機関のうち、通信を確保できない機関や、港湾に精通した職員が不足する等により具体的な状況が把握できない機関に対して、各機関と事前に協議・調整のうえ、リエゾンを派遣する。 リエゾンとして派遣する職員は、中部地方整備局(港湾空港部、港湾事務所)の職員の中から、あらかじめ選定しておく。 事務局(港湾空港部)は、リエゾン派遣先の機関に派遣する職員の情報を伝え、リエゾンの受入れ環境の確保(受入担当者の指定、作業スペースの確保、電源・事務機器の使用許可、会議傍聴の許可、会議資料の提供)を要請する。 リエゾンとして派遣する職員には、衛星携帯電話、ノートパソコン、収集情報リスト、水・食料を持たせる。 リエゾンの派遣先への移動手段は、公共交通機関を基本とするが、公共交通機関による移動が困難な場合は、①自動車、②船、③徒歩、自転車等を利用する。 <p>【リエゾンを派遣する機関】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>通信が確保できない機関 <input type="checkbox"/>通信により詳細な状況を把握できない機関 </div>	事務局(港湾空港部)	【リエゾン派遣先機関】 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/>第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/>中部運輸局 <input type="checkbox"/>愛知県 <input type="checkbox"/>三重県 <input type="checkbox"/>名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/>四日市港管理組合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 1:リエゾン収集情報リスト様式

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A3⑧伊勢湾BCP協議会連絡体制表の更新と共有	18	・防災情報サブシステムの活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A3⑧	伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表の更新と共有			
3 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局(港湾空港部)は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関から連絡を受けた担当窓口と連絡先をもとに、伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表を更新する。 ・ 更新した伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表は、伊勢湾 BCP 協議会構成機関に初回のみ電子メール等で送信し共有する。その後は、防災情報サブシステムに最新版を掲載する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。 <p style="margin-left: 20px;"> 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login </p> <p>※全機関から連絡が無い場合でも、発災後 3 時間を経過した段階で連絡体制表を共有する。その後は、必要に応じて連絡体制表の更新と共有を行う。</p>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 No. A3⑧-1 伊勢湾 BCP 協議会連絡体制表 ・ メール様式 No. A3⑧-2
A3⑨	(リエゾンの派遣)			
24 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局(港湾空港部)は、広域連携体制構成機関のうち、通信を確保できない機関や、港湾に精通した職員が不足する等により具体的な状況が把握できない機関に対して、各機関と事前に協議・調整のうえ、リエゾン派遣する。 ・ リエゾンとして派遣する職員は、中部地方整備局(港湾空港部、港湾事務所)の職員の中から、あらかじめ選定しておく。 ・ 事務局(港湾空港部)は、リエゾン派遣先の機関に派遣する職員の情報を伝え、リエゾンの受入れ環境の確保(受入担当者の指定、作業スペースの確保、電源・事務機器の使用許可、会議傍聴の許可、会議資料の提供)を要請する。 ・ リエゾンとして派遣する職員には、衛星携帯電話、ノートパソコン、収集情報リスト、水・食料を持たせる。 ・ リエゾンの派遣先への移動手段は、公共交通機関を基本とするが、公共交通機関による移動が困難な場合は、①自動車、②船、③徒歩、自転車等を利用する。 	事務局(港湾空港部)	<p>[リエゾン派遣先機関]</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料 1: リエゾン収集情報リスト様式

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A4④ 出動可能な会員企業と調達可能な資機材の把握と報告	21	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報サブシステムの活用を明示 ・作業船団等の情報を集約する災害協定団体に日本潜水協会を追記 	情報伝達及び共有の効率化、災害協定団体の記載漏れ

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A4③	出動可能な災害協定団体会員企業と調達可能な資機材の把握			
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局(港湾空港部)は、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書」(以下「包括協定書」)に基づき、災害協定団体に、出動可能な会員企業と人員、調達可能な資機材の報告を要請する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報し、情報を共有する。 ・事務局(港湾空港部)は、体制が整い次第、「調達可能な資機材の報告要請」など実施可能な事項を順次実施する。 <p>※調達可能な資機材は、伊勢湾内に所在し使用できる資機材に加え、伊勢湾外にあって伊勢湾に移送できる資機材も対象とする。</p>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾技術コンサルタント協会	<ul style="list-style-type: none"> ・包括協定書 ・メール様式 No. A4③-1 <p>※発災時の燃料油の確保について検討する。</p>
A4④	出動可能な会員企業と調達可能な資機材の把握と報告			
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定団体は、出動可能な会員企業と調達可能な資機材を把握し、資機材調達の報告様式に記入し事務局(港湾空港部)に報告する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。 <p>※日本埋立浚渫協会中部支部は、全国浚渫業協会東海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会の作業船団等の情報を集約して報告する。</p> <p>※なお、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、災害協定団体は、包括協定に基づき自発的に資機材情報の収集を開始する。</p> <p>【報告内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>出動可能な会員企業 <input type="checkbox"/>出動可能な人員(技術者、作業員) <input type="checkbox"/>作業船(種類、規格、数量、所在) </div>	日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港総合技術センター 港湾技術コンサルタント協会	<input type="checkbox"/> 港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> ・包括協定書 ・参考資料2: 資機材調達の報告様式 ・メール様式 No. A4④-1 <p>※自動船舶識別装置等を活用した効率的な船舶動静把握方法を検討する。</p>

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
A4④ 出動可能な会員企業と調達可能な資機材の把握と報告	21	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報サブシステムの活用を明示 ・作業船団等の情報を集約する災害協定団体に日本潜水協会を追記 	情報伝達及び共有の効率化、災害協定団体の記載漏れ

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
A4③	出動可能な災害協定団体会員企業と調達可能な資機材の把握			
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局(港湾空港部)は、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書」(以下「包括協定書」)に基づき、災害協定団体に、出動可能な会員企業と人員、調達可能な資機材の報告を要請する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報し、情報を共有する。 ・事務局(港湾空港部)は、体制が整い次第、「調達可能な資機材の報告要請」など実施可能な事項を順次実施する。 <p>※調達可能な資機材は、伊勢湾内に所在し使用できる資機材に加え、伊勢湾外にあって伊勢湾に移送できる資機材も対象とする。</p>	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 日本埋立浚渫協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国浚渫協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 港湾空港技術コンサルタンツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・包括協定書 ・メール様式 No. A4③-1 <p>※発災時の燃料油の確保について検討する。</p>
A4④	出動可能な会員企業と調達可能な資機材の把握と報告			
24 時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害協定団体は、出動可能な会員企業と調達可能な資機材を把握し、資機材調達の報告様式に記入し事務局(港湾空港部)に報告する。その際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。 <p>※災害協定団体は、防災情報サブシステムを活用して、報告する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。</p> <p>防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login</p> <p>※日本埋立浚渫協会中部支部は、全国浚渫協会東海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会の作業船団など調達可能な資機材等の情報を集約して報告する。</p> <p>※なお、中部地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、災害協定団体は、包括協定に基づき自発的に資機材情報の収集を開始する。</p> <p>【報告内容】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <input type="checkbox"/>出動可能な会員企業 </div>	日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港総合技術センター 港湾空港技術コンサルタンツ協会	<input type="checkbox"/> 港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> ・包括協定書 ・参考資料 2 : 資機材調達の報告様式 ・メール様式 No. A4④-1 <p>※自動船舶識別装置等を活用した効率的な船舶動静把握方法を検討する。</p>

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B1①情報収集	22	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用、港湾施設等の被害状況の公表を明示等	情報伝達及び共有の効率化、港湾利用者への速やかな情報提供

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考																								
B1	実施計画の設定																											
B1①	情報収集																											
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、A3④に引き続き優先順位の決定に必要な情報を収集する。 ※伊勢湾BCP協議会構成機関は、優先順位の決定に必要な情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道、関係者からの要請を基に可能な範囲で事務局(港湾空港部)に伝達する。下表の調査項目と情報提供者を参照。 ※協議会構成機関は、事務局(港湾空港部)からの要請が無くても、適宜、情報伝達を行う。 事務局(港湾空港部)は、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図に取りまとめる。 ※災害時に以下の情報が全て入手できるとは限らない。限られた情報から優先順位を検討する。 ※具体的な調査内容は「D1 情報収集」参照 <p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査項目</th> <th>協議会構成機関の情報提供者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">被害</td> <td>港湾背後地域の被災状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>道路管理者</td> </tr> <tr> <td>調達可能な作業船団</td> <td>災害協定団体</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">要請</td> <td>政府災害対策本部からの優先啓開港の指示</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送の要請</td> <td>中部運輸局</td> </tr> <tr> <td>自衛隊の支援部隊輸送の要請</td> <td>防衛省</td> </tr> <tr> <td>優先的に復旧する製油所・油槽所</td> <td>石油連盟</td> </tr> <tr> <td></td> <td>優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場</td> <td>電力・ガス事業者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者	被害	港湾背後地域の被災状況	全機関	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関	道路の状況	道路管理者	調達可能な作業船団	災害協定団体	要請	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—	緊急輸送の要請	中部運輸局	自衛隊の支援部隊輸送の要請	防衛省	優先的に復旧する製油所・油槽所	石油連盟		優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	電力・ガス事業者	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関(全機関)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 2: 資機材調達の報告様式 参考資料 6: 港湾施設災害報告様式 参考資料 8: 優先順位検討フロー 参考資料 9: 優先順位検討表 参考資料 10: 優先順位検討図 <p>※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。</p>
区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者																										
被害	港湾背後地域の被災状況	全機関																										
	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関																										
	道路の状況	道路管理者																										
	調達可能な作業船団	災害協定団体																										
要請	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—																										
	緊急輸送の要請	中部運輸局																										
	自衛隊の支援部隊輸送の要請	防衛省																										
	優先的に復旧する製油所・油槽所	石油連盟																										
	優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場	電力・ガス事業者																										
	【事務局(港湾空港部)の窓口】																											

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B1①情報収集	22	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用、港湾施設等の被害状況の公表を明示等	情報伝達及び共有の効率化、港湾利用者への速やかな情報提供

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考														
B1	実施計画の設定																	
B1①	情報収集																	
	<ul style="list-style-type: none"> 事務局(港湾空港部)は、A3④に引き続き優先順位の決定に必要な情報を収集する。 ※伊勢湾 BCP 協議会構成機関は、優先順位の決定に必要な情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道、関係者からの要請を基に可能な範囲で事務局(港湾空港部)に伝達する。下表の調査項目と情報提供者を参照。 協議会構成機関は、防災情報サブシステムを活用して、情報伝達を行う。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login ※協議会構成機関は、事務局(港湾空港部)からの要請が無くても、適宜、情報伝達を行う。 ※事務局(港湾空港部)は、港湾施設の被害状況を「港湾施設災害報告様式」に整理するとともに、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図に取りまとめる準備を進める。 ※災害時に下表の情報が全て入手できるとは限らない。限られた情報から優先順位を検討する。 ※具体的な調査内容は「D1 情報収集」参照 事務局(港湾空港部)は、必要に応じて、緊急確保航路、開発保全航路及び各港湾(水域)等の被害状況を、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表する。 	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 伊勢湾BCP協議会構成機関(全機関)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 2: 資機材調達の報告様式 参考資料 6: 港湾施設災害報告様式 参考資料 8: 優先順位検討フロー 参考資料 9: 優先順位検討表 参考資料 10: 優先順位検討図 参考資料 11: 浮遊物情報図 														
	<p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査項目</th> <th>協議会構成機関の情報提供者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">被害</td> <td>港湾背後地域の被災状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</td> <td>全機関</td> </tr> <tr> <td>道路の状況</td> <td>道路管理者</td> </tr> <tr> <td>調達可能な作業船団</td> <td>災害協定団体</td> </tr> <tr> <td>政府災害対策本部からの優先啓開港の指示</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者	被害	港湾背後地域の被災状況	全機関	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関	道路の状況	道路管理者	調達可能な作業船団	災害協定団体	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—			<p>※左記の情報提供者に限らず、協議会構成機関が得た情報は、速やかに港湾空港部に報告する。</p> <p>※浮遊物の位置を整理しやすい地図、船舶動向のデータ等、他機関の手法も参考に、関係者による各種情報の共有に資する方法を検討する。</p>
区分	調査項目	協議会構成機関の情報提供者																
被害	港湾背後地域の被災状況	全機関																
	港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況	全機関																
	道路の状況	道路管理者																
	調達可能な作業船団	災害協定団体																
	政府災害対策本部からの優先啓開港の指示	—																

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4①災害協定団体会員企業の出動	30	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B4	被害状況調査			
B4①	災害協定団体会員企業の出動			
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査を担当する災害協定団体の会員企業は、中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者の指示により出動し、被害状況調査の支援にあたる。 会員企業は、出動時、作業開始時、作業終了時に中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者に対し報告を行う。また、作業時の状況報告や判断の必要な場面での連絡等を適宜行い情報共有する。 	[災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルツ協会 港湾空港総合技術センタ-	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 港湾管理者	

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4①災害協定団体会員企業の出動	30	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B4	被害状況調査			
B4①	災害協定団体会員企業の出動/被害状況調査の支援			
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況調査を担当する災害協定団体の会員企業は、中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者の指示により出動し、被害状況調査の支援にあたる。 会員企業は、出動時、作業開始時、作業終了時に中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者に対し報告を行う。また、作業時の状況報告や判断の必要な場面での連絡等を適宜行い情報共有する。 <p>※調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員企業は、防災情報サブシステムを活用して、調査結果を報告する。防災情報サブシステムを使用できない場合は、メール、FAX により中部地方整備局港湾事務所又は港湾管理者に対し調査結果を報告する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。 <p>防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login</p>	[災害協定団体会員企業] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港技術コンサルタント協会 港湾空港総合技術セン	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 港湾管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 6：港湾施設災害報告様式 参考資料 11：浮遊物情報図

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4②被害状況調査(中部地方整備局港湾事務所)	30	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考						
B4	被害状況調査									
B4②	被害状況調査(中部地方整備局港湾事務所)									
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局港湾事務所は、緊急確保航路等と所管する港湾施設の被害状況調査を実施する。 調査にあたっては、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連携する。 災害協定団体の会員企業等は、中部地方整備局港湾事務所の指示に従い、被害状況調査の支援を行う。 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV調査等により、できる限りの状況を把握する。 津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 港湾施設については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 調査結果は、港湾管理者から伝達された調査結果とあわせて、事務局(港湾空港部)に伝達する。 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、事務局(港湾空港部)に伝達する。 <p>【被害調査項目】 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV調査、監視カメラ等による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>浮遊物、沈降物</td> <td>※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港湾	中部地方整備局	浮遊物、沈降物	※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物	中部地方整備局港湾事務所 [災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルツ協会 港湾空港総合技術センカ	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	・参考資料6：港湾施設災害報告様式
実施機関	緊急確保航路等	港湾								
中部地方整備局	浮遊物、沈降物	※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物								

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4②被害状況調査(中部地方整備局港湾事務所)	30	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考						
B4	被害状況調査									
B4②	被害状況調査(中部地方整備局港湾事務所)									
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局港湾事務所は、緊急確保航路等と所管する港湾施設の被害状況調査を実施する。 ※調査にあたっては、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連携する。 ※災害協定団体の会員企業等は、中部地方整備局港湾事務所の指示に従い、被害状況調査の支援を行う。 ※航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査等により、できる限りの状況を把握する。 ※津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 ※港湾施設については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 ※調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 中部地方整備局港湾事務所は、防災情報サブシステムを活用して、調査結果を伝達する。防災情報サブシステムを使用できない場合は、港湾管理者から伝達された調査結果とあわせて、メール、FAX により事務局(港湾空港部)に伝達する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、事務局(港湾空港部)に伝達する。 <p>【被害調査項目】 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査、監視カメラ等による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>浮遊物、沈降物</td> <td> ※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港湾	中部地方整備局	浮遊物、沈降物	※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物	中部地方整備局港湾事務所 [災害協定団体会員企業] 日本理立波業協会中部支部 全国波業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港技術コンサルタンツ協会 港湾空港総合技術センター	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 6：港湾施設災害報告様式 参考資料 11：浮遊物情報図
実施機関	緊急確保航路等	港湾								
中部地方整備局	浮遊物、沈降物	※直轄施設 係留施設：変状、使用可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物								

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4③被害状況調査(第四管区海上保安本部)	31	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考						
B4③	被害状況調査(第四管区海上保安本部)									
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・第四管区海上保安本部は、緊急確保航路等と港湾区域内の水域及び航路標識の被害状況調査を実施する。 ・調査にあたっては、中部地方整備局、港湾管理者と連携する。 ・調査は、ヘリコプター、監視カメラ、現地踏査等により、できる限りの状況を把握する。 ・港湾区域内の水域については、耐震強化岸壁及びエネルギー関連施設に接続する水域の調査を優先する。 ・津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 ・調査結果は、メール、FAX またはリエゾンを介して事務局(港湾空港部)に伝達する。 ・調査は引き続き実施し、調査結果は随時、事務局(港湾空港部)に伝達する。 <p>【被害調査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港 湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四管区 海上保安本部</td> <td>浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標</td> <td>水域施設：浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港 湾	第四管区 海上保安本部	浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標	水域施設：浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標	第四管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	
実施機関	緊急確保航路等	港 湾								
第四管区 海上保安本部	浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標	水域施設：浮遊物、沈降物 航路標識：灯台、灯浮標								

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4③被害状況調査(第四管区海上保安本部)	31	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考									
B4③	被害状況調査（第四管区海上保安本部）												
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四管区海上保安本部は、緊急確保航路等と港湾区域内の水域及び航路標識の被害状況調査を実施する。 ※調査にあたっては、中部地方整備局、港湾管理者と連携する。 ※調査は、ヘリコプター、監視カメラ、現地踏査等により、できる限りの状況を把握する。 ※港湾区域内の水域については、耐震強化岸壁及びエネルギー関連施設に接続する水域の調査を優先する。 ※津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 ※調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 ・ 第四管区海上保安本部は、防災情報サブシステムを活用して、調査結果を伝達する。防災情報サブシステムを使用できない場合は、メール、FAX またはリエゾンを介して事務局(港湾空港部)に伝達する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login ・ 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、事務局(港湾空港部)に伝達する。 <p>【被害調査項目】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港 湾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四管区</td> <td>浮遊物、沈降物</td> <td>水域施設：浮遊物、沈降物</td> </tr> <tr> <td>海上保安本部</td> <td>航路標識：灯台、灯浮標</td> <td>航路標識：灯台、灯浮標</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港 湾	第四管区	浮遊物、沈降物	水域施設：浮遊物、沈降物	海上保安本部	航路標識：灯台、灯浮標	航路標識：灯台、灯浮標	第四管区海上保安本部	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料 6：港湾施設災害報告様式 ・ 参考資料 11：浮遊物情報図
実施機関	緊急確保航路等	港 湾											
第四管区	浮遊物、沈降物	水域施設：浮遊物、沈降物											
海上保安本部	航路標識：灯台、灯浮標	航路標識：灯台、灯浮標											

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4④被害状況調査(港湾管理者)	32	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考						
B4④	被害状況調査（港湾管理者）									
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者は、所管する港湾施設の被害状況調査を実施する。 災害協定団体の会員企業等は、港湾管理者の指示に従い、被害状況調査の支援を行う。 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査等により、できる限りの状況を把握する。 津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 この段階では、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 調査結果は、メール、FAX またはリエゾンを介して中部地方整備局港湾事務所に伝達する。 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、中部地方整備局港湾事務所に伝達する。 <p>【被害調査項目】 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査、監視カメラ等による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾管理者</td> <td>—</td> <td> 係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所：変状、使用可否、浮遊物、沈降物 </td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港湾施設	港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所：変状、使用可否、浮遊物、沈降物	[港湾管理者] 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合 [災害協定団体] 日本埋立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾技術コンサルツ協会 港湾空港総合技術セン-	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所	・参考資料 6：港湾施設災害報告様式
実施機関	緊急確保航路等	港湾施設								
港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所：変状、使用可否、浮遊物、沈降物								

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B4④被害状況調査(港湾管理者)	32	・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示	情報伝達及び共有の効率化

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考						
B4④	被害状況調査(港湾管理者)									
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> 港湾管理者は、所管する港湾施設の被害状況調査を実施する。 ※災害協定団体の会員企業等は、港湾管理者の指示に従い、被害状況調査の支援を行う。 ※航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査等により、できる限りの状況を把握する。 ※津波等による海上の被害状況により、可能であれば船舶による海上調査を実施する。 ※この段階では、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先して調査する。 ※調査結果は、「港湾施設災害報告様式」に整理する。 港湾管理者は、防災情報サブシステムを活用して、調査結果を伝達する。防災情報サブシステムを使用できない場合は、メール、FAX またはリエゾンを介して中部地方整備局港湾事務所に伝達する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login 調査は引き続き実施し、調査結果は随時、中部地方整備局港湾事務所に伝達する。 <p>【被害調査項目】 航空写真調査、衛星写真調査、現地踏査、UAV 調査、監視カメラ等による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>緊急確保航路等</th> <th>港湾施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾管理者</td> <td>—</td> <td>係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	緊急確保航路等	港湾施設	港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所	<p>[港湾管理者] 愛知県 三重県 名古屋港管理組合 四日市港管理組合</p> <p>[災害協定団体会員企業] 日本理立浚渫協会中部支部 全国浚渫業協会東海支部 日本海上起重技術協会中部支部 中部港湾空港建設協会連合会 日本潜水協会 海洋調査協会 港湾空港技術コンサルタンツ協会 港湾空港総合技術センター</p>	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 参考資料 6：港湾施設災害報告様式 参考資料 11：浮遊物情報図
実施機関	緊急確保航路等	港湾施設								
港湾管理者	—	係留施設：変状、使用可否 荷捌施設：変状、散乱物、使用可否 臨港道路：変状、散乱物、通行可否 外郭施設：変状 水域施設：浮遊物、沈降物 揚収物仮置場：変状、使用可否 揚収物を回収した作業船の係留場所								

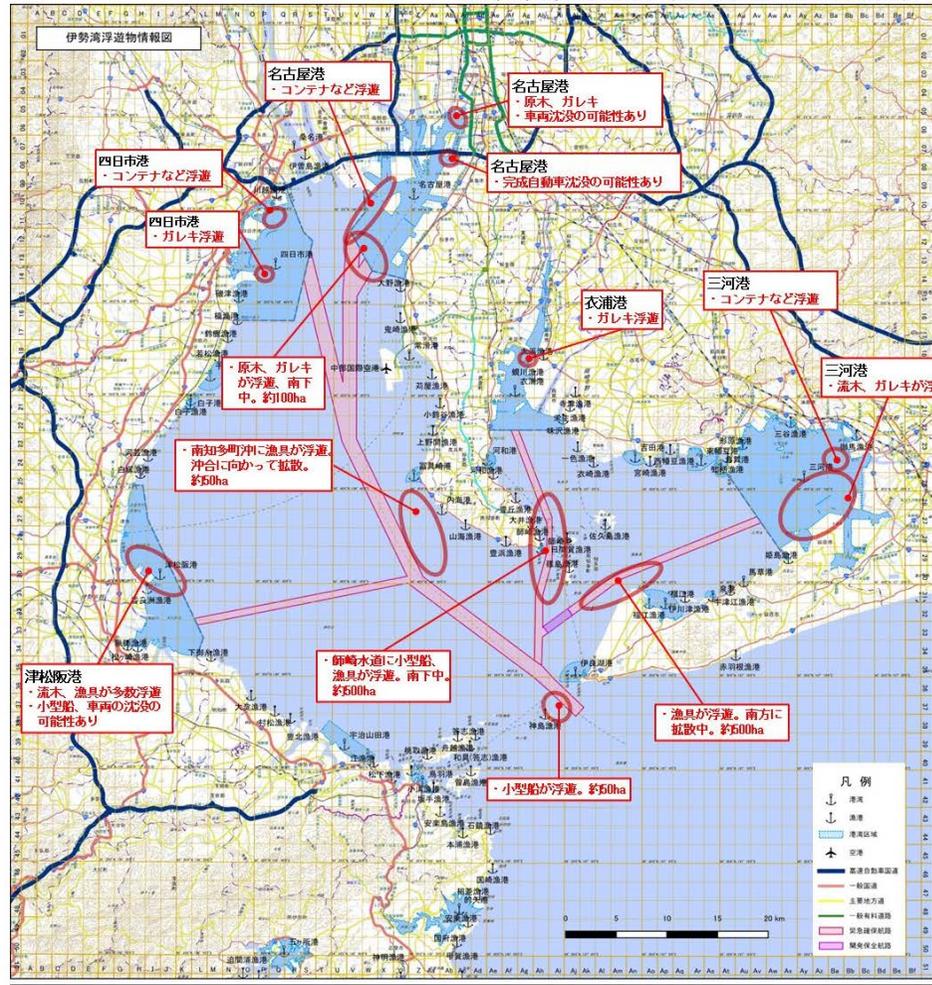
改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B5被害状況のとりまとめ	33	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示 ・被害状況調査結果の共有（作業部会構成機関）と公表を明示 	情報伝達及び共有の効率化、港湾関係者と港湾利用者への速やかな情報提供により港湾機能の早期回復を図る

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B5	被害状況のとりまとめ			
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局(港湾空港部)は、伝達された被害状況調査の結果を取りまとめる。 ・港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめる。 ・事務局(港湾空港部)は、収集した情報は、災害報告様式に整理するとともに、港湾計画図及び海図に概要を記入し、中部地方整備局港湾事務所、第四管区海上保安本部、港湾管理者で共有する。 ・新しい被害状況調査の情報が伝達されたら、随時更新する。 	事務局(港湾空港部)	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合	・参考資料6：港湾施設災害報告様式 ※中部地方整備局は、地図ソフトを活用した情報集約システムを検討している。

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
B5被害状況のとりまとめ	33	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報サブシステム、浮遊物情報図の活用を明示 ・被害状況調査結果の共有(作業部会構成機関)と公表を明示 	情報伝達及び共有の効率化、港湾関係者と港湾利用者への速やかな情報提供により港湾機能の早期回復を図る

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
B5	被害状況のとりまとめ (共有・公表)			
48 時間 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局(港湾空港部)は、伝達された被害状況調査の結果を「港湾施設災害報告様式」にとりまとめる。 ※港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめる。 ※事務局(港湾空港部)は、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図にとりまとめておく。 ・ 事務局(港湾空港部)は、防災情報サブシステムを活用して、被害状況調査結果を共有する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。 防災情報サブシステムのアドレス https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login ・ 事務局(港湾空港部)は、とりまとめた「港湾施設災害報告様式」を伊勢湾 BCP 協議会作業部会構成機関で共有する。 ・ 新しい被害状況調査の情報が伝達されたら、随時更新する。 ・ 事務局(港湾空港部)は、緊急確保航路、開発保全航路及び各港湾(水域)等の被害状況を、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表する 	事務局(港湾空港部)	伊勢湾 BCP 協議会作業部会構成機関 [広域連携体制] <input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合 [災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本理立炭業協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国炭業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港技術コンサルタント協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター [伊勢湾関係機関] <input type="checkbox"/> 中部地方整備局防災室 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局河川部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局道路部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料 6：港湾施設災害報告様式 ・ 参考資料 9：優先順位検討表 ・ 参考資料 10：優先順位検討図 ・ 参考資料 11：浮遊物情報図 ※中部地方整備局は、地図ソフトを活用した情報集約システムを検討している。

2023/10/26/17:00時点 (地震発生から28.5時間後)



備考欄

名古屋港：報道へリ、地盤へリによる情報、港湾管理者によるUAV撮影情報
 四日市港：報道へリ、地盤へリによる情報、港湾管理者による目視
 津松原港：報道へリ、地盤へリによる情報、みなとカメラ（地盤）情報、港湾管理者による目視
 三河港：報道へリ、地盤へリによる情報、みなとカメラ（地盤）情報、港湾管理者による目視
 衣浦港：報道へリ、地盤へリによる情報、みなとカメラ（地盤）情報、港湾管理者による目視
 緊急確保航路付近：地盤へリ、海保へリによる情報

※ 災害協定団体に衛星写真を要請中

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
参考資料 11	41-42	・浮遊物情報図 イメージの追加	関係者間で浮遊物情報を共有するため

2023/10/26/17:00時点 (地震発生から28.5時間後)



出典: 国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>), 国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

備考欄

尾鷲港：報道へリ、地盤へリによる情報
 ※ 災害協定団体に衛星写真を要請中

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
港湾空港部版B5-1	25	・被害状況調査結果のとりまとめ様式の整理、早期公表	手順書の改定

伊勢湾BCPアクションカード 港湾空港部版【被害状況調査】 B5-1

被害状況のとりまとめ

□被害状況調査結果のとりまとめと共有（48時間以内）

伝達・調整先	作業部会構成機関(広域連携体制構成機関、災害協定団体、中部地方整備局防災室・河川部・道路部)
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄事務所、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び災害協定団体会員企業から報告された被害状況調査の結果を「港湾施設災害報告様式」、「優先順位検討表」、「優先順位検討図」及び「浮遊物情報図」に取りまとめ、防災情報プラットフォーム(PF)に登録して作業部会構成機関で共有してください。 PFのアドレス https://chubu.kouwan-bousai-cdit.jp/KowanBosai/Home/Login ・新しい被害状況調査の結果が伝達された場合、随時更新してください。 ・被害状況調査結果以外の優先順位の決定に必要な情報が新たにPFに登録された場合、その情報を「優先順位検討表」と「優先順位検討図」に加えてください。 ・港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめてください。
備考	・データ保存場所：¥¥○○sv¥△△資料¥■ ■関係¥【連絡先】伊勢湾BCP協議会

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
港湾空港部版B5-1	25	・被害状況調査結果のとりまとめ様式の整理、早期公表	手順書の改定

伊勢湾BCPアクションカード 港湾空港部版 【被害状況調査】 B5-1

被害状況のとりまとめ (共有・公表)

□被害状況調査結果のとりまとめと共有・公表 (48時間以内)

伝達・調整先	作業部会の構成機関(広域連携体制構成機関、災害協定団体、中部地方整備局防災室・河川部・道路部)
--------	---

実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄事務所、第四管区海上保安本部、港湾管理者及び災害協定団体会員企業から報告された被害状況調査の結果を「港湾施設災害報告様式」及び「浮遊物情報図」にとりまとめ、防災情報サブシステムに登録して作業部会構成機関で共有してください。 ・防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用してください。 ※防災情報サブシステムのアドレス https://chubu.kouwan-bousai-cdit.jp/KowanBosai/Home/Login ※港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめてください。 ※収集した情報を「優先順位検討表」、「優先順位検討図」にとりまとめ、被害状況調査結果以外の優先順位の決定に必要な情報が新たに防災情報サブシステムに登録された場合は、更新してください。 ・新しい被害状況調査の結果が伝達された場合、随時更新してください。 ・緊急確保航路、開発保全航路及び各港湾(水域)等の被害状況を、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表してください。
------	---

※被害状況調査結果の共有（作業部会構成機関）と公表を追記

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・データ保存場所：¥¥○○sv¥△△資料¥■ ■関係¥【連絡先】伊勢湾BCP協議会
----	---

4. 各港BCPとの連携

※各港BCPでの「伊勢湾における広域連携」の記載状況

令和4年度
検討内容

・各港BCPとの連携向上を図るため、各港BCP本編に記載いただきたい広域連携に係わる事項(伊勢湾BCPの概要)を整理

◆伊勢湾BCPと各港BCPの連携に係る課題

- 各港BCPにおいて伊勢湾BCP(広域連携)に係る記載が十分で無く、その位置付けが不明確
- 各港BCPの関係者に伊勢湾BCPの内容が十分浸透していない可能性がある

◆伊勢湾BCPと各港BCPの連携向上方策(案)

- 各港BCP本編に「広域連携の必要性」、「伊勢湾BCPと各港BCPとの連携体制」等を掲載することで各港BCPとの連携向上を図る
- 伊勢湾BCPと各港BCPが連携する上での重要事項
 - ・広域災害発生時には伊勢湾BCPが発動し、広域連携体制(国、港湾管理者)を構築
 - ・広域連携体制では「優先啓開港・航路啓開方針の設定」、「作業船団等の調達・配置」等の協議、調整を行う
 - ・各港BCPの関係者は、広域連携体制での決定事項を優先して実施
 - ・各港では、緊急確保航路等の啓開箇所¹に接続する港内航路を啓開

◆各港BCPへの「伊勢湾における広域連携」の掲載(案)

3. 伊勢湾における広域連携

(1)広域連携の必要性及び伊勢湾BCPの策定

ポイント

大規模災害時には、各港の港湾BCPと伊勢湾BCPが連携して、災害対応に当たる。

災害時には、伊勢湾各港の港湾機能継続計画(以下、「港湾BCP」という。)に従い、港湾機能の回復がなされるが、被害が広域に及ぶ大規模災害時には、港湾単独では災害対応に限界がある。社会が混乱する中で、広域の関係者が様々な情報を共有して、限られた資機材・人材を配置するなど、伊勢湾全体として、災害対応に当たる必要がある。そのため、伊勢湾では、伊勢湾内の広域連携により資機材・人材を確保し、航路啓開・港湾施設等の応急復旧により緊急支援物資を受け入れるなど、港湾物流機能の早期回復の実現を目的として、「伊勢湾港湾機能継続計画(以下、「伊勢湾BCP」という。)が策定されている。大規模災害の発生時には、各港の港湾BCPと伊勢湾BCPが連携して、災害対応に当たることが重要である。



伊勢湾における港湾機能継続のための広域のイメージ

各港BCPとの連携

◆各港BCPへの「伊勢湾における広域連携」の掲載(案)

(2)伊勢湾BCPと各港BCPとの連携体制

ポイント

広域連携体制にて、伊勢湾全体で限られた資機材・人材を効率的に配置し、啓開作業に当たる。

伊勢湾BCPの「発動基準(下図)」に該当する場合は、国・港湾管理者等は、「広域連携体制」を構築することとしている。

広域連携体制では、港湾施設等の被災状況、啓開作業のための資機材・人材の調達状況、岸壁等の応急復旧状況や道路等の啓開状況を考慮し、優先して啓開作業等を実施する港湾施設を設定することとなる。

航路啓開については、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開を担う国と港湾区域内の啓開を担う港湾管理者が連携して実施することになるが、限られた資機材・人材を効率的に配置し、伊勢湾全体で災害対応に当たる必要がある。

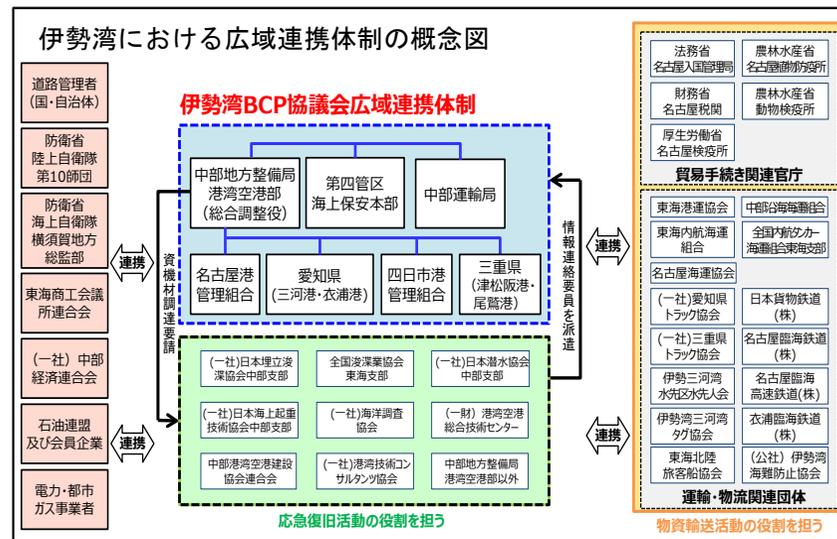
発動基準

- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港が所在する自治体で震度6弱以上の地震が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港に大津波警報が発表されたとき
- 名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港、津松阪港、尾鷲港の内、複数港または緊急確保航路等で高潮・高波・暴風被害が発生したとき
- 伊勢・三河湾、尾鷲港でその他の重大事故が発生したとき

広域連携体制により情報を共有し、限られた資機材の中で啓開作業の優先順位を設定

国、港湾管理者が連携し、緊急確保航路や各港の啓開にあたる

伊勢湾における広域連携体制の概念図



緊急物資輸送ルート確保の手順概要

